

中間決算に係る説明書類

事業年度 自 令和2年4月1日
(第13期中) 至 令和2年9月30日

地方公共団体金融機構

目 次

【表紙】	1
【法人情報】	2
第1【法人の概況】	2
1【主要な経営指標等の推移】	2
2【事業の内容】	3
3【従業員の状況】	3
第2【事業の状況】	4
1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	4
2【事業等のリスク】	28
3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	31
4【経営上の重要な契約等】	47
第3【設備の状況】	48
1【主要な設備の状況】	48
2【設備の新設、除却等の計画】	48
第4【機構の状況】	49
1【出資金等の状況】	49
2【役員の状況】	50
第5【経理の状況】	50
【中間財務諸表等】	51
(1)【中間財務諸表】	51
【中間貸借対照表】	51
【中間損益計算書】	52
【中間純資産変動計算書】	53
【中間キャッシュ・フロー計算書】	55
(2)【主な資産及び負債の内容】	74
(3)【その他】	74
第6【機構の参考情報】	74
中間監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	中間決算に係る説明書類（令和２年度中間期）
【根拠条文】	地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令第 19 条に準拠
【事業年度】	第 13 期中間期（自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 9 月 30 日）
【法人名】	地方公共団体金融機構
【英訳名】	Japan Finance Organization for Municipalities
【代表者の役職氏名】	理事長 佐 藤 文 俊
【主たる事務所の所在の場所】	東京都千代田区日比谷公園 1 番 3 号
【電話番号】	03 - 3539 - 2683
【事務連絡者氏名】	管理部長 御 給 健 治
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区日比谷公園 1 番 3 号
【電話番号】	03 - 3539 - 2683
【事務連絡者氏名】	管理部長 御 給 健 治
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません

【法人情報】

第 1 【法人の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）の最近 3 中間事業年度及び最近 2 事業年度に係る主要な経営指標等の推移は次のとおりです。

（単位：百万円、人）

回次	第 11 期中	第 12 期中	第 13 期中	第 11 期	第 12 期
決算年月	平成 30 年 9 月	令和元年 9 月	令和 2 年 9 月	平成 31 年 3 月	令和 2 年 3 月
経常収益	160,614	144,881	128,772	318,863	289,727
経常利益	69,788	62,215	56,432	139,434	129,063
中間純利益	9,598	9,497	9,582	-	-
当期純利益	-	-	-	23,179	25,767
出資金	16,602	16,602	16,602	16,602	16,602
純資産額	277,618	304,257	333,612	295,191	323,896
総資産額	24,505,479	24,384,406	24,698,689	24,589,199	24,346,700
営業活動による キャッシュ・フロー	539,000	115,681	654,801	528,254	33,493
投資活動による キャッシュ・フロー	27,916	107,201	196,594	10,427	186,546
財務活動による キャッシュ・フロー	400,000	99,898	40,000	395,114	93,003
現金及び現金同等物の 中間期末残高又は期末残高	914,685	779,062	975,644	870,480	557,437
職員数	88	86	87	87	84

- (注) 1. 子会社等を有していないため、連結財務諸表は作成しておりません。
2. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っております。
3. 出資金は、全ての地方公共団体（都道府県・市区町村等）の出資によるものです。

2【事業の内容】

当中間事業年度において、当機構の業務の内容に重要な変更はありません。

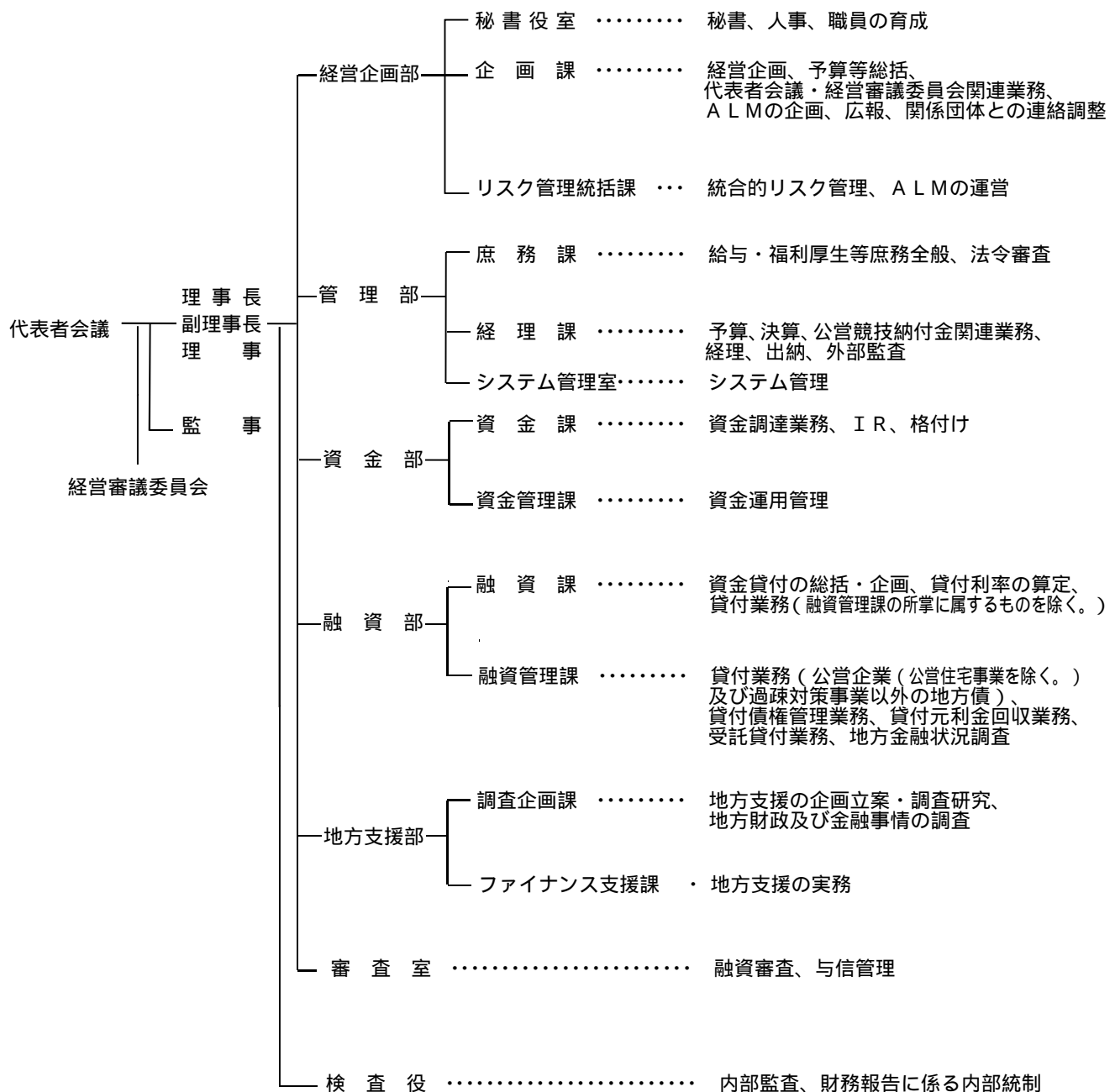
3【従業員の状況】

令和2年9月30日現在における当機構の職員数は、87人です。

職員の給与は、人事院勧告の内容を基本としつつ、都道府県等地方公共団体における給与改定の動向等を踏まえて改定しております。

[参考]

組織図及び事務分掌（令和2年9月30日現在）



第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

人口減少、少子高齢化の進展に伴う地方税収の減収や社会保障費の増大、過疎化や都市構造の変化、多様化する住民ニーズへの対応、防災・減災や公共施設・上下水道等の公共インフラの老朽化への対応など、地方公共団体においては、今後とも、様々な財政需要や資金ニーズが想定され、厳しい財政運営を迫られる見込みです。

こうした中、金融を通じて地方公共団体の財政運営を支える当機構に対する期待が一層高まると考えられることから、そうした期待に応えるべく、地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指し、機構として新たな一步を踏み出していくための経営理念を、次のとおり策定しました（平成30年3月）。

経 営 理 念

地方公共団体金融機構は、全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関として、金融を通じて地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指し、次の3つの方針を経営の基本に据え、業務を遂行します。

地方の政策ニーズへの積極的な対応

地方公共団体に対する長期・低利資金の安定的な供給を基本とし、地方債を取り巻く環境の変化や地方公共団体の政策ニーズを的確に把握し、これらに対応したサービスを、積極的かつきめ細かに展開します。また、地方公共団体の財政運営について、良き相談相手となることを目指し、各種の調査・研究を進め、情報発信を行います。

資本市場における確固たる信認の強化

適切なリスク管理の下、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場に対する説明責任を的確に果たすことにより、資本市場における確固たる信認を強化し、有利な資金調達を安定的に実現します。また、公共債市場における基幹的な発行体として、資本市場の健全な発展に貢献します。

強固なガバナンスの下で地方共同法人にふさわしい経営の確保

地方自らが責任をもって自律的・主体的に経営を行う体制の確立、適切なリスク管理や経営審議委員会及び会計監査人によるチェックを通じた強固なガバナンスの下で、地方公共団体との対話を深めながら、地方共同法人にふさわしい経営を確保します。

これを踏まえた、令和2年度事業実施方針、令和2年度事業計画・予算・資金計画・収支に関する中期的な計画は、それぞれ次のとおりです。

(1) 令和2年度事業実施方針

令和2年度 事業実施方針

地方公共団体金融機構（以下、「機構」という。）は、地方債計画に基づく多様な事業への貸付けを通じ、住民生活に密着した事業を支えるとともに、このために必要な資金については、国内外の市場で多様な手法を活用し、低コストで安定的な調達を行うよう努める。

併せて、財政の健全性の確保、資金調達等をはじめとする地方公共団体の財政運営全般にわたる課題について、調査研究や支援を行う。

その際、機構が地方共同法人として地方公共団体とともに発展することを目指すという視点の下、首長から実務担当者まで、より多様なチャンネルを通じて対話を行うことにより、機構に対する理解の促進や地方公共団体の政策ニーズの適切な把握・分析に努め、地方の政策ニーズを機構の貸付及び地方支援業務等に的確に反映するよう取り組む。

以上により、全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関として求められる使命を十分に果たし、地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指す。

令和2年度の貸付けについて

1. 基本的な考え方

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方債につき、長期かつ低利の資金を融通し、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民福祉の増進に寄与する。

また、地方単独事業のうち政策的に対応する必要がある大きい事業（緊急防災・減災事業や公共施設等適正管理推進事業、緊急自然災害防止対策事業等）や住民生活に密着した公営企業等、更には地域活性化の観点等地方の視点から重要な政策分野（過疎対策事業等）、東日本大震災等大規模災害に関連する事業を支援する。

2. 令和2年度貸付計画の概要

令和2年度地方債計画における機構資金の計上額（通常収支対応分 18,221 億円、東日本大震災分 4 億円）を基礎として過去の執行実績等を勘案し、16,600 億円を計上する（令和元年度貸付計画額 16,600 億円と同額。詳細は表1のとおり）。

(1) 一般会計債の事業種別に応じた所要額の計上

地域が主体的に実施する「一般単独事業」については、一般事業、地域活性化事業、防災対策事業、地方道路等整備事業、合併特例事業、緊急防災・減災事業、公共施設等適正管理推進事業及び緊急自然災害防止対策事業、

「一般単独事業」以外の事業については、公共事業等、公営住宅事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業及び過疎対策事業において、事業種別に応じ、所要額を計上する。

このうち、公共施設等適正管理推進事業については、新たに市町村役場機能緊急保全事業を貸付対象に加え、また、過疎対策事業については、全事業を貸付対象に加える。

(2) 臨時財政対策債への対応

地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として措置される臨時財政対策債について、所要額を計上する。

(3) 生活関連社会資本の整備の推進に資する公営企業債の計上

上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備について、所要額を計上する。

(4) その他同意等の見込まれる事業等への対応

東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債を貸付対象とする。

また、旧公営企業金融公庫資金又は機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債を貸付対象とする（民間等資金により難しい事情がある場合に限る）。

3. 貸付条件

地方公共団体のニーズを的確に把握の上、住民福祉の増進に積極的に寄与する等の観点から、貸付対象事業の性質や役割に即して、貸付利率、金利方式、償還期限及び据置期間の貸付条件を「地方債及び一時借入金の資金の貸付け等の条件ほか貸付け等の実施に係る基本的な事項」及び貸付規程において適切に設定する。

4. 機構資金の活用環境の整備

借入条件の検討をサポートするセルフチェックシートや償還年次表シミュレーションソフトの活用促進、借入手続きの更なる簡素化等、引き続き機構資金を活用しやすい環境の整備を図るとともに、相談・助言機能の充実を図る。

5. 審査

資本市場の信認を得られるよう、引き続き貸付けに際し必要な審査を適切に実施する。

また、貸付けを行った地方公共団体の財政状況の把握の充実を図りつつ、引き続き与信管理を適切に実施する。

(表1)

令和2年度事業別貸付計画

(単位：億円、%)

事業等名		令和2年度 計画額(A)	令和元年度 計画額(B)	差引 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B) ×100	【参考】 令和2年度 地方債計画 計上額
区分						
一般会計債	公共事業等	349	485	136	28.0	286
	公営住宅事業	125	155	30	19.4	124
	学校教育施設等整備事業	108	200	92	46.0	56
	社会福祉施設整備事業	97	132	35	26.5	92
	一般廃棄物処理事業	141	144	3	2.1	55
	一般事業	71	84	13	15.5	80
	地域活性化事業	98	104	6	5.8	86
	防災対策事業	148	153	5	3.3	138
	地方道路等整備事業	244	257	13	5.1	290
	合併特例事業	870	822	48	5.8	879
	緊急防災・減災事業	1,260	1,099	161	14.6	1,678
	公共施設等適正管理推進事業	664	532	132	24.8	939
	緊急自然災害防止対策事業	751	252	499	198.0	1,007
	過疎対策事業	410	207	203	98.1	655
	計	5,336	4,626	710	15.3	6,365
臨時財政対策債		4,330	4,538	208	4.6	4,145
(一般会計債等分 計)		9,666	9,164	502	5.5	10,510
公営企業債	水道事業(上水道)	1,863	1,825	38	2.1	2,176
	水道事業(簡易水道)	96	106	10	9.4	112
	交通事業(一般交通)	28	17	11	64.7	34
	交通事業(都市高速鉄道)	247	221	26	11.8	300
	病院事業	1,041	1,144	103	9.0	1,087
	下水道事業	3,400	3,847	447	11.6	3,747
	工業用水道事業	82	87	5	5.7	101
	電気事業	43	41	2	4.9	52
	ガス事業	21	24	3	12.5	26
	介護サービス事業	11	14	3	21.4	12
	市場事業	73	75	2	2.7	33
	と畜場事業	1	3	2	66.7	1
	駐車場事業	2	2	0	0.0	3
	小計	6,908	7,406	498	6.7	7,684
	港湾整備事業	25	28	3	10.7	28
	観光施設事業・産業廃棄物処理事業	1	2	1	50.0	3
	小計	26	30	4	13.3	31
	計	6,934	7,436	502	6.8	7,715
計		16,600	16,600	0	0.0	18,225 (前年度比 0.9%)

注1) 事業等名は、令和2年度地方債計画に基づき区分した。

注2) 貸付計画額は、地方債計画を基礎として過去の執行実績等を勘案した。

注3) 地方債計画における東日本大震災分については、本表の各関係事業において計6億円を計上した。

注4) 上記のほか、次のものを貸付けの対象とする。

- ・東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債

- ・旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債

令和２年度の資金調達について

１．基本的な考え方

地方の共同資金調達機関として、地方公共団体に対し低利で安定した資金を融通するため、その原資となる資金の調達コストの縮減を図りつつ、かつ安定的な調達を行うことを基本とする。

２．資金調達の基本スタンス

必要な資金を低コストで安定的に資本市場から調達するため、多様な資金調達手段を活用するとともに、積極的な情報開示と説明責任を的確に果たしていくこと等を通じ、機構に対する資本市場からの確固たる信認を強化し、資金調達を行う。

また、日本銀行の一連の金融政策により低金利の状況が長期間に及んでいることに加え、海外情勢等により市場環境が大きく変化しているが、今後の金融政策の動向及び投資家の需要を注視しつつ、実際に資金調達を行うに当たっては、引き続き弾力的・機動的に対応していくこととする。

(1) 多様な資金調達手段の活用

資本市場のニーズに合致した資金調達

安定的な資金調達を行っていく観点から、投資家層のより一層の拡大を図るため、リスク管理や調達コストを考慮しつつ、市場環境や市場のニーズに応じ、中期、超長期を含めた多様な年限及び形態による柔軟な資金調達に努める。

資金調達の手法

資金調達に当たっては、債券発行を基本とし、市場のニーズに迅速かつ的確に応えた資金調達を行う。

国内債については、定例債として５年債、１０年債、２０年債、３０年債を発行するとともに、引き続きＦＬＩＰ（Flexible Issuance Program）債による投資家ニーズに応じた柔軟な調達を行うほか、市場の環境に応じ、スポット債を発行する。

国外債については、ベンチマーク債（グリーンボンドを含む。）の定例的な発行に努めるとともに、個人向け売出外債を継続的に発行する。

また、長期借入についても引き続き活用する。

加えて、フレックス枠については、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入の増額に活用するなど、引き続き、市場の動向に応じて、機動的な資金調達に努める。

多様な市場における債券発行

JFMブランドの知名度を十分に活かすとともに、国内、国外を問わず、昨今の市場環境を注視しながら、資金調達コストの縮減が図られるよう、多様な市場において債券発行に努める。

(2) 資本市場に対する積極的な情報開示と説明の徹底

適切なディスクロージャー

投資家保護の観点から、機構の事業・財務内容やリスク管理等の状況についてのディスクロージャーを適切に実施する。

また、機構が、貸付けを通じて支援している地方公共団体のSDGsに関連する施策について、適切に情報発信し、その取組を促進する。

積極的なIRの実施

投資家説明会や国内外の個別投資家訪問等のIRを戦略的かつ積極的に実施することによって、投資家動向を的確に把握するとともに、ESG投資の高まりなど投資家動向の的確な把握を行い、機構の経営状況や機構債券に対する正しい理解の醸成を図り、資本市場における確固たる信認を強化し、安定的な資金調達の実現に努める。

資金調達計画等の公表

定例・継続的な購入先を確保するため、投資家の投資計画策定に資するよう年間の資金調達計画を策定し、年度が始まる前にあらかじめ公表するとともに、年度中の8月においても下半期の資金調達計画を公表する。

また、各四半期が始まる1ヶ月前までに、その各月の発行年限、発行額及び主幹事会社を公表する。

(3) 資本市場の健全な発展への貢献

資本市場のニーズに合致した機動的・弾力的な資金調達を行う中で、資本市場重視の基本姿勢を堅持しつつ、また、地方公共団体との連携強化等にも取り組み、公共債市場における基幹的な発行体としての役割をより一層強固なものとし、資本市場が健全に発展するよう積極的に貢献する。

3. 令和2年度資金調達計画の概要

(1) 貸付業務等に必要な資金調達については、資本市場における地方金融機構債(政府保証のない債券)の公募による発行を基本とし、令和2年度においては、表2のとおり公募債を1兆2,400億円、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券を5,350億円発行するほか、長期借入を750億円行う予定である。

(2) 政府保証債については、表2のとおり600億円を発行する予定である。

(表2)

令和2年度資金調達計画

1 地方金融機構債

(1)公募債

債券の種類	令和2年度	令和元年度
国内債	7,400 億円	7,450 億円
10 年債	2,600 億円	2,600 億円
20 年債	1,100 億円	1,100 億円
5 年債	200 億円	200 億円
30 年債	200 億円	200 億円
F L I P 債	3,300 億円	3,350 億円
国外債	3,000 億円	2,500 億円
フレックス枠	2,000 億円	1,500 億円
計	12,400 億円	11,450 億円

債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応する。

フレックス枠については、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入の増額等に活用する。

令和元年度については、当初計画額を計上。なお、令和元年12月に見直しを行い、12,450 億円に増額している。

(2)地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

債券の種類	令和2年度	令和元年度
地共連引受債	3,000 億円	3,000 億円
10 年債	1,500 億円	1,600 億円
20 年債	1,500 億円	1,400 億円
地共済引受債	2,350 億円	1,800 億円
10 年債	1,100 億円	800 億円
20 年債	1,250 億円	1,000 億円
計	5,350 億円	4,800 億円

地共連引受債は、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。地共済引受債は、地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。

2 長期借入

令和2年度	令和元年度
750億円	750億円

このほか、公募債のフレックス枠を活用して長期借入を行うことがある。

3 政府保証債

債券の種類	令和2年度	令和元年度
10年債	—	1,000億円
4年債	600億円	—
計	600億円	1,000億円

4 合計

合計	令和2年度	令和元年度
	19,100億円	18,000億円
政府保証債除く	18,500億円	17,000億円

令和元年度は、当初計画額を計上。

令和 2 年度の地方支援業務について

1. 基本的な考え方

地方公共団体のニーズにあわせて、財政の健全性の確保、資金調達等をはじめ地方公共団体の財政運営全般にわたる課題について必要な調査・支援を実施し、地方公共団体の期待に幅広く応えていく。

2. 令和 2 年度地方支援業務の概要

令和 2 年度は、地方公共団体のニーズを踏まえ、喫緊の課題である地方公営企業会計適用拡大・地方公営企業の経営戦略策定及び地方公会計制度活用に係る支援や、地方財政・地方公営企業に関するテーマを題材としたセミナーなどを引き続き実施するほか、地方財政に関する調査研究、地域金融に関する調査など地方公共団体の財政健全化及び資金調達に資する調査研究を実施し、その調査・研究から得られた知見や先進事例等の成果を、人材育成・実務支援、情報発信に活用する。

特に、調査研究の実施に当たっては、広く地方財政や地方債と関係する機関と連携し、それぞれの強みを活かした相乗効果の発揮を目指し、取り組むこととする。また、先進自治体職員等の外部人材の一層の活用を進めるほか、地方公共団体への情報発信についても強化する。

(1) 調査研究

地方公共団体の財政運営や地域金融、諸外国の地方財政制度等に関する総合的な研究を実施し、その成果を人材育成・実務支援、情報発信に活用するなど、地方公共団体へ還元する。

地方財政等に関する調査研究

地方公共団体が健全な財政運営を確保するための取組事例・手法及びその課題について調査研究を実施する。

また、令和元年度に引き続き、今後の地方公営企業制度のあり方に関する調査研究を総務省と共同で実施する。

さらに、地方公共団体のニーズを踏まえつつ、財務情報の活用等による財政分析・財政診断等の支援について検討を進める。

地域金融に関する調査研究

地方公共団体の地域金融機関等からの借入動向及びそれを取り巻く環境等について調査研究を実施する。地方公共団体の指定金融機関との関わり方についての最近の実態を把握するため平成 25 年度、29 年度に続き実態調査を実施する。

諸外国の地方財政制度等に関する調査研究

諸外国の地方財政制度やその運用、諸外国の地方公共団体向け共同調達機関等の最新の動向等について、専門機関との連携強化を図りながら、調査研究を実施する。

地方公共団体のニーズ・課題把握のための調査

地方公共団体の財政運営上のニーズや課題を把握するため、地方金融状況調査の機会を利用して、調査対象団体に対し、財政状況ヒアリングを実施する。

先進事例の収集・蓄積

地方公営企業における広域化・民間活用の事例や第三セクターにおける経営健全化に向けた取組事例など、地方公共団体の関心の高い事項について、先進事例の更なる収集・蓄積を行い、先進事例検索システムを通じて地方公共団体へ還元する。

(2) 人材育成・実務支援

地方公共団体の職員が各団体において、財政運営の健全性を確保する上で必要不可欠な財政・金融に係る知識を習得するためのセミナーや研修等を実施する。また、自治体ファイナンス・アドバイザーが、地方公共団体からの要望に応じて、個別の財政運営や資金調達等における課題や疑問の解決に向け、きめ細かな支援を提供する。

JFM 地方財政セミナー・JFM 地方公営企業セミナー等の開催

公営企業会計の適用拡大に係る新たなロードマップに対応した地方公営企業会計適用拡大支援及び経営戦略策定支援のための実務講習会を総務省と共同で実施する等、地方公共団体にとって関心の高い地方財政・地方公営企業に関する時宜に合ったテーマを題材としたセミナーを実施し、地方公共団体の職員の能力向上を図る。

資金調達及び資金運用に係る各種研修会の開催

資金調達等に関する基礎的な知識の習得を目的として、機構主催の資金調達入門及び資金運用入門に係る集合研修を実施する。

また、市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所との共催により、専門的知識の習得を目的とする宿泊型研修を実施する。

出前講座の開催

地方公共団体に機構職員や外部有識者等を講師として派遣し、財政運営や資金調達・資金運用など、その団体の要望に応じたテーマで講座を実施する。その際、都道府県（市町村担当課）等と連携し、効率的・効果的に実施にする。

地方公営企業及び地方公会計にかかる専門家派遣

都道府県が開催する研修会等へ、地方公営企業会計適用拡大、地方公営企業の経営戦略策定・改訂及び地方公会計制度に係る運用・活用に関する専門家を派遣し、地方公共団体のニーズに応じた講義や個別相談会に対応することで、地方公共団体を支援する。その際、個別市町村の取組を円滑に進められるよう都道府県と連携し、柔軟な支援に努める。

財政運営や資金調達等に係る実務支援

地方公共団体の抱える財政運営や資金調達等に係る具体的な課題や疑問に対して、電話やメール、訪問等の方法により個別に助言を行う。

また、住民参加型市場公募地方債を初めて発行する地方公共団体に対し、自治体ファイナンス・アドバイザーが助言を行うとともに、広報経費等に対し助成を行う。

学習用教材の提供

資金調達等に係る基礎的な知識の向上に資する教材をホームページを通じて提供する。

(3) 情報発信

先進事例検索システムの掲載事例の充実を行うほか、市町村の財政分析チャート、金融知識、参考事例、経済・金融データ等、地方公共団体が資金調達など財政運営の健全性を確保する上で参考となる情報について、ホームページや各種広報媒体等を効果的に活用することにより情報発信を強化する。

令和２年度のリスク管理及び内部統制について

１．基本的な考え方

機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場における確固たる信認を強化するため、地政学的リスクなど様々なリスクが高まる中、金利リスクなど機構が抱える各種リスクを適切に管理するとともに、財務諸表等の適正性確保に必要な財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価を行う。

２．リスク管理の基本スタンス

(1) 統合的リスク管理とリスク管理体制

機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課により、適切なリスク管理を実施し、経営判断に反映させる。

また、実践的なマニュアルの整備や研修等による職員のリスク意識の向上などにより、日常的なリスク管理の強化を図る。

(2) 機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理

機構は最長４０年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は１０年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性を有している。

このため、統合的リスク管理を適正に行うとともに、特に金利リスクに関しては、ＡＬＭ（資産・負債管理）を適時・適切に実施しながら、金利変動準備金による対応等、様々な手段によって金利リスクの軽減に努める。

なお、金利変動準備金のあり方について、今後の貸付けや金利の動向に留意しつつ、所要の検討を行う。

中長期の観点からのＡＬＭを実施し、その下で債券発行等のオペレーションを行う。このため、ＡＬＭ委員会においてＡＬＭ運営方針を定め、デュレーションギャップを活用した管理指標に基づいて各種オペレーションを実施する。また、定期的にモニタリングを行うことにより、ＡＬＭの内容を適切に経営判断に反映させる。

(3) 機構における流動性リスクの管理

流動性リスクへの対応として、毎月、資金計画を立て、日々の資金繰りを管理するとともに、引き続き、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結し、また、余裕資金については短期で運用する。

加えて、流動性補完資産確保方針に基づき、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、少なくとも翌１ヶ月分の所要額について換金性の高い資産をあらかじめ保有することにより、流動性リスクの軽減に努める。

(4) 災害対策

東日本大震災をはじめとする深刻な自然災害等を教訓として、緊急時の対応について点検・訓練を行い、大規模な災害等が発生した場合においても、優先業務（債券元利払い及び融資）を着実に実施できる体制を確保する。

3．内部統制の基本スタンス

財務諸表その他の情報の適正性を確保するために必要な財務報告に係る内部統制を有効かつ効率的に整備し、運用する。

また、事業年度の末日を基準日として内部統制についての評価を記載した内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査証明を受け、決算と併せて公表する。

4．会計基準の改正等への対応

企業会計基準の改正等を踏まえ、機構の会計における時価評価の算出方法等について、適切に検討し、所要の対応を進める。

令和２年度の組織・体制について

１．基本的な考え方

業務を円滑かつ着実に実施するため、引き続き効率的な業務運営に努めつつ、組織・体制の整備を図る。

２．令和２年度における組織・体制の整備

高度かつ多様な業務遂行のため、民間の金融実務経験者を積極的に活用するとともに、地方三団体の協力を得て地方公共団体からの派遣職員の確保を図る。

また、機構職員に対してＯＪＴ研修や金融関連業務に係る実務研修等を計画的に行い、人材育成を図る。

なお、機構に対する理解の促進や円滑な業務運営への協力を得ることを目的とし、引き続き地方公共団体に対する広報、説明及び意見交換の充実を図る。

(2) 令和2年度事業計画・予算・資金計画・収支に関する中期的な計画

令和2年度 事業計画

- 1 令和2年度における貸付金は、1,660,000 百万円を予定しており、事業別の貸付計画額は別紙1のとおりとする。
- 2 令和2年度における貸付回収金は、1,797,325 百万円を予定している。
- 3 令和2年度における資金調達、非政府保証の地方金融機構債（公募債及び地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券）の発行1,775,000 百万円、長期借入75,000 百万円、政府保証債の発行60,000 百万円、合計1,910,000 百万円を予定しており、資金調達計画額は別紙2のとおりとする。
- 4 令和2年度における債券償還金は、2,072,865 百万円を予定している。
- 5 令和2年度における地方公共団体の財政の健全性の確保、資金調達等をはじめとした財政運営全般にわたる課題について必要な調査・支援業務として、地方公共団体のニーズにあわせて、調査研究、人材育成、実務支援及び情報発信の実施を予定している。
- 6 令和2年度において、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付契約額は、2,572 百万円を予定している。

(別紙1)

令和2年度 事業別の貸付計画

(単位:億円)

事業名	貸付計画額
一般会計債	
公共事業等	349
公営住宅事業	125
学校教育施設等整備事業	108
社会福祉施設整備事業	97
一般廃棄物処理事業	141
一般事業	71
地域活性化事業	98
防災対策事業	148
地方道路等整備事業	244
合併特例事業	870
緊急防災・減災事業	1,260
公共施設等適正管理推進事業	664
緊急自然災害防止対策事業	751
過疎対策事業	410
計	5,336
公営企業債	
水道事業(上水道)	1,863
水道事業(簡易水道)	96
交通事業(一般交通)	28
交通事業(都市高速鉄道)	247
病院事業	1,041
下水道事業	3,400
工業用水道事業	82
電気事業	43
ガス事業	21
介護サービス事業	11
市場事業	73
と畜場事業	1
駐車場事業	2
港湾整備事業	25
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	1
計	6,934
臨時財政対策債	4,330
合 計	16,600

注) 上記のほか、次のものを貸付けの対象とする。

- ・ 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- ・ 旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債

(別紙2)

令和2年度 資金調達計画

1 地方金融機構債

(1)公募債

債券の種類	令和2年度
国内債	7,400 億円
10 年債	2,600 億円
20 年債	1,100 億円
5 年債	200 億円
30 年債	200 億円
F L I P 債	3,300 億円
国外債	3,000 億円
フレックス枠	2,000 億円
計	12,400 億円

債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応する。

フレックス枠については、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入の増額等に活用する。

(2)地方公務員共済組合連合会等による引受けによる債券

債券の種類	令和2年度
地共連引受債	3,000 億円
10 年債	1,500 億円
20 年債	1,500 億円
地共済引受債	2,350 億円
10 年債	1,100 億円
20 年債	1,250 億円
計	5,350 億円

地共連引受債は、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。地共済引受債は、地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。

2 長期借入

長期借入	令和2年度
	750 億円

このほか、公募債のフレックス枠を活用して長期借入を行うことがある。

3 政府保証債

債券の種類	令和2年度
4 年債	600 億円

4 合計

合計	令和2年度
	19,100 億円
政府保証債除く	18,500 億円

令和２年度 予 算

令和２年度の予算は、次のとおりである。

１． 予 算 総 則

- １ 地方公共団体金融機構債券及び長期借入金の限度額は、2,372,500百万円とする。
- ２ 理事長は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により前項に規定する債券及び長期借入金により調達する資金の増額を必要とする特別の事由があるときは、事業計画及び資金計画に規定する同債券の発行予定額の100分の50に相当する金額の範囲内において、前項に規定する限度額を増額することができる。
- ３ 第１項に規定する債券の発行価格が額面金額を下回るときは、発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額（前項の規定により限度額が増額された場合を含む。）に加算した金額を限度額とする。

2. 令和2年度 予定損益計算書
(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位 : 百万円)

科 目	金 額
経常収益	256,574
資金運用収益	251,382
貸付金利息	250,990
有価証券利息及び預け金利息	0
その他の受入利息	392
役務取引等収益	82
その他経常収益	5,110
地方公共団体健全化基金受入額	5,100
その他の経常収益	10
経常費用	142,818
資金調達費用	136,416
債券利息	135,932
借入金利息	484
役務取引等費用	277
その他業務費用	2,611
営業経費	3,513
人件費	956
業務費	1,491
その他の営業経費	1,066
経常利益	113,756
特別利益	64,624
公庫債権金利変動準備金取崩額	60,168
利差補てん積立金取崩額	4,457
特別損失	155,578
公庫債権金利変動準備金繰入額	95,411
国庫納付金	60,168
当期純利益	22,802

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

3 . 令和 2 年度 予定貸借対照表

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

(単位 : 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
貸付金	23,271,296	債券	19,753,618
有価証券及び現金預け金	906,042	借入金	308,000
金融商品等差入担保金	18,826	金融商品等受入担保金	26,335
その他資産	6,458	その他負債	5,291
有形固定資産及び無形固定資産	4,088	地方公共団体健全化基金	920,288
		基本地方公共団体健全化基金	920,288
		特別法上の準備金等	2,853,133
		金利変動準備金	2,200,000
		公庫債権金利変動準備金	640,421
		利差補てん積立金	12,712
		負債の部合計	23,866,664
		(純資産の部)	
		地方公共団体出資金	16,602
		利益剰余金	260,408
		一般勘定積立金	260,408
		評価・換算差額等	5,226
		管理勘定利益積立金	57,809
		純資産の部合計	340,045
資産の部合計	24,206,709	負債及び純資産の部合計	24,206,709

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

令和2年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出合計	3,935,484
貸付金	1,660,000
債券償還金	2,072,865
事業損金	141,879
事務費	2,667
支払利息	136,035
債券発行費	2,818
元利金支払手数料	305
借入金費用	54
固定資産取得費	573
国庫納付金	60,168
資金収入合計	3,964,769
貸付回収金	1,797,325
地方公共団体金融機構債券	1,835,000
借入金	75,000
事業益金	251,860
公営競技納付金	5,100
雑収入	484
資金収支差額（資金収入 - 資金支出）	29,284
前期末現金預け金等	876,758
期末現金預け金等	906,042

(注)

- 1 株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付金に係る収支は含まれていない。
- 2 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

収支に関する中期的な計画

(令和2年度～令和4年度)

(単位：億円)

科 目	2年度計画	3年度計画	4年度計画
経 常 収 益	2,570	2,260	2,000
経 常 費 用	1,430	1,270	1,150
経 常 利 益	1,140	1,000	860
特 別 損 益	910	780	660
当 期 純 利 益	230	220	200

(注)

- 1 上記の数値は、金利等について一定の前提条件を置いて試算したものであり、変動しうるもの。
- 2 四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

なお、令和2年度資金調達計画については、7月に以下のとおり見直しを行いました。

令和２年度資金調達計画の見直し

- 地方公共団体金融機構債券（政府保証のない公募債）の年間資金調達予定額

１２，４００億円 → １５，４００億円

地方金融機構債（政府保証のない公募債）

年間発行予定額：１５，４００億円

債券の種類	現在までの実績額 (７月１６日時点)	今後の予定額
国内債	４，８６０億円	５，５５５億円程度
１０年債	１，２００億円	１，７００億円程度
２０年債	７００億円	６５０億円程度
５年債	１００億円	１００億円程度
３０年債	２００億円	２００億円程度
スポット債	-	-
ＦＬＩＰ債	２，６６０億円	２，９０５億円程度
国外債	１，９０５億円	１，７６５億円程度
小 計	６，７６５億円	７，３２０億円程度
フレックス枠	-	１，３１５億円程度
合 計	６，７６５億円	８，６３５億円程度

(注)

- 債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応する。
- フレックス枠については、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入の増額等に活用する。
- 現在までの実績額は、条件決定日ベースで計上している。また、各種債券の額にフレックス枠充充分が含まれる。
- 発行に関する情報については、発行の都度ホームページ等を通じてお知らせする予定である。
- 地方公務員共済組合連合会等の引き受けによる債券、長期借入、政府保証債に変更はなし。

2【事業等のリスク】

本説明書類に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当中間事業年度末現在において当機構が判断したものです。

(1) 信用リスクについて

貸付債権に係る信用リスク

当機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、バーゼル規制において原則としてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、公営企業金融公庫（以下「旧公庫」という。）時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- ・ 国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること
- ・ 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること
- ・ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する地方公共団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する地方公共団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること

当機構全体の貸付残高は当中間事業年度末現在で23兆1,295億円ですが、そのうち財政再生団体及び財政健全化団体である地方公共団体に対するものは全体の0.03%未満の64億円となっております。

また、貸付残高のうち0.08%程度の187億円は、旧公庫が地方道路公社に対して行った貸付けに係るものです。当機構は「銀行法」（昭和56年法律第59号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）の適用を受けませんが、適切なリスク管理の観点から、独自の規程に基づき自己査定を実施しており、債権は全て非分類です。

市場取引に係る信用リスク

当機構は、取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めたと信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマスター契約及びCSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

(2) 市場リスクについて

金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、当機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

(借換えに伴う金利リスクへの対応)

当機構は、地方公共団体に対して最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、当機構は、以下のとおり対応することとしております。

- 貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- 今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする平成 30 年度から令和 4 年度までの中期の管理目標を設定しております。
- この目標を達成するために、貸付けにおいては、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の 3 分の 1 程度を占める臨時財政対策債について、5 年又は 10 年ごとに利率を見直すこととしているほか、30 年超の貸付けの場合、最長でも 30 年経過時点では利率を見直すこととしております。資金調達においては、低金利下における市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIP 債やフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。
- 一方で、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においても、金利リスクを負っておりますが、上記のとおり所要の公庫債権金利変動準備金を積み立てております。
- なお、「地方公共団体金融機構法」(平成 19 年法律第 64 号。以下「法」という。) 附則第 14 条の規定に基づき、森林整備などの促進に係る森林環境譲与税の譲与額の増額のため、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間で総額 2,300 億円、また、上下水道コンセッションに係る補償金免除繰上償還の旧資金運用部資金における財源確保のため、平成 30 年度から令和 5 年度までの 6 年間で総額 15 億円以内で公庫債権金利変動準備金の一部を国に納付することとされましたが、これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

(参考) 令和 2 年 9 月 30 日現在

一般勘定	・資産（貸付）デュレーション	7.86 年
	・負債（債券等）デュレーション	7.46 年
	・デュレーションギャップ	0.40 年（前年同期比 0.33 年）
管理勘定	・資産（貸付）デュレーション	4.84 年
	・負債（債券）デュレーション	4.01 年
	・デュレーションギャップ	0.83 年（前年同期比 0.05 年）
機構全体	・資産（貸付）デュレーション	7.01 年
	・負債（債券等）デュレーション	6.43 年
	・デュレーションギャップ	0.58 年（前年同期比 0.29 年）

(調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応)

当機構は、資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則、金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

為替リスク等

当機構は、債券発行に伴う元金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等について、スワップ取引によりヘッジしております。

また、当機構は、余裕資金の運用について、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金解約時の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有することにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

(3) 流動性リスク

当機構は、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなくなること、又は通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）を負っております。

このため、地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、月ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

(4) オペレーショナルリスク

事務リスク

当機構は、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクを負っております。このため、当機構ではマニュアルの整備、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じ、事務リスクの削減と発生の防止に努めております。

システムリスク

当機構は、保有するシステムの不備やシステムが不正に使用されること等に伴い、情報資産の機密性・完全性・可用性が損なわれるリスクを負っております。

こうしたシステムリスクを適切に管理し、業務の円滑な運営を確保するため、「システムリスク管理細則」、「システムリスク管理要領」等を定め、適切に運用しております。

その他のリスク

上記リスクのほか、当機構は、法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスクを負っておりますが、これらのリスクについて適切な把握及び対応を行うこととしております。

(5) 災害等への対応

当機構は、地震・火災・風水害等により、当機構施設が被害を受けた場合に、被災直後における優先業務の確実な実施や業務の早期立ち上げを図るために、「業務継続計画」を策定しております。

また、当機構のシステムは、万が一に備え、外部にバックアップサーバを構築し、業務が継続できる体制を整えております。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績等の概要

当中間事業年度の貸付業務、地方支援業務、資金調達業務の業績等の概要は、次のとおりです。

貸付業務

(地方債計画の概要)

令和2年度の地方債計画は、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置が講じられ、また、地方公共団体が防災・減災・国土強靱化のための緊急対策、公共施設等の適正管理及び地域の活性化への取り組み等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとするとともに、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支分、東日本大震災分のそれぞれについて策定されました。

また、令和2年度国の補正予算(第1号)に追加計上された補正予算債等を円滑に執行するため、令和2年6月12日に改正され、令和2年7月豪雨に係る令和2年度予備費の使用に伴う災害復旧事業等の追加に対応するため、財政融資資金等の所要額の確保が必要なこと、新型コロナウイルス感染症対策のための地方債発行が見込まれることから、令和2年9月25日に改正されました。

その結果、令和2年度の地方債計画は、通常収支分と東日本大震災分を合わせ総額11兆8,603億円規模とされ、そのうち一般会計債は6兆360億円、公営企業債は2兆5,710億円、臨時財政対策債は3兆1,398億円、補正予算債は275億円、減収補填債は60億円が計上されました。

地方債計画における機構資金は、一般会計債、公営企業債、臨時財政対策債、補正予算債及び減収補填債について、1兆8,411億円が計上されました。

(貸付計画)

令和2年度の貸付計画は、1兆6,600億円としております。

(貸付けの概況)

当中間事業年度の貸付けの概況は以下のとおりです。

・長期貸付及び同意・許可前貸付

長期貸付については、6,264件、6,283億90百万円の貸付けを行いました。

団体種別貸付状況は、政令指定都市を除く市及び特別区に対するものが最も多く、60.5%を占めております。

同意・許可前貸付については、貸付けを行いませんでした。

・短期貸付

短期貸付については、貸付けを行いませんでした。

・受託貸付(公有林整備事業及び草地開発事業への貸付け)

(株)日本政策金融公庫から委託を受けて行う受託貸付については、31億5百万円の貸付けを行いました。

(元金回収及び貸付残高の状況)

貸付金及び利息の回収は、原則として、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還の方法により、毎年度9月20日及び3月20日に行っております。当中間事業年度末の回収状況は、長期貸付については、定期償還として元金230,148件、8,930億45百万円、利息259,326件、1,294億50百万円を収納しました。

また、繰上償還として元金118件、53億97百万円を収納しました。

繰上償還の理由は、借入団体からの申出によるもの及び取得した資産の処分に伴うもの等です。

当中間事業年度末における公社貸付を含む長期貸付残高は258,967件、23兆1,295億63百万円で、その事業別残高は38ページの表のとおりです。

また、当中間事業年度末における受託貸付残高は19,011件、2,575億85百万円です。

令和2年度地方債計画資金区分（第2次改正後）
（通常収支分）

（単位：億円）

項 目	令和2年度地方債計画			
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構	民間等
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,195	5,162	286	10,747
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	4,778	2,598	0	2,180
3 公営住宅建設事業	1,110	280	121	709
4 災害復旧事業	1,766	1,766	0	0
5 教育・福祉施設等整備事業	3,327	1,107	203	2,017
(1) 学校教育施設等	1,223	589	56	578
(2) 社会福祉施設	373	0	92	281
(3) 一般廃棄物処理	639	424	55	160
(4) 一般補助施設等	552	94	0	458
(5) 施設（一般財源化分）	540	0	0	540
6 一般単独事業	26,807	126	5,096	21,585
(1) 一般	2,605	0	79	2,526
(2) 地域活性化	690	0	86	604
(3) 防災対策	871	126	138	607
(4) 地方道路等	3,221	0	290	2,931
(5) 旧合併特例	6,200	0	879	5,321
(6) 緊急防災・減災	5,000	0	1,678	3,322
(7) 公共施設等適正管理	4,320	0	939	3,381
(8) 緊急自然災害防止対策	3,000	0	1,007	1,993
(9) 緊急浚渫推進	900	0	0	900
7 辺地及び過疎対策事業	5,210	4,545	655	10
(1) 辺地対策	510	510	0	0
(2) 過疎対策	4,700	4,035	655	10
8 公共用地先行取得等事業	345	0	0	345
9 行政改革推進	700	0	0	700
10 調 整	100	0	0	100
計	60,338	15,584	6,361	38,393
二 公営企業債				
1 水道事業	5,570	2,423	2,288	859
2 工業用水道事業	338	0	101	237
3 交通事業	1,633	56	334	1,243
4 電気事業・ガス事業	260	0	78	182
5 港湾整備事業	555	160	28	367
6 病院事業・介護サービス事業	3,817	746	1,274	1,797
7 市場事業・と畜場事業	343	0	34	309
8 地域開発事業	708	0	0	708
9 下水道事業	12,383	3,663	3,747	4,973
10 観光その他事業	101	0	7	94
計	25,708	7,048	7,891	10,769
合 計	86,046	22,632	14,252	49,162
三 臨時財政対策債	31,398	7,312	4,145	19,941
四 退職手当債	800	0	0	800
五 補正予算債	275	105	9	161
六 減収補填債	60	0	1	59
総 計	118,579	30,049	18,407	70,123

令和2年度地方債計画資金区分
(東日本大震災分)

復旧・復興事業

(単位：億円)

項 目	令和2年度地方債計画		
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構
一 般 会 計 債			
公 営 住 宅 建 設 事 業	14	11	3
災 害 復 旧 事 業	7	7	0
一 般 単 独 事 業	1	0	1
計	22	18	4
公 営 企 業 債			
水 道 事 業	1	1	0
下 水 道 事 業	1	1	0
計	2	2	0
総 計	24	20	4

令和２年度地方債計画資金区分（２次改正後）
（通常収支分と東日本大震災分の合計）

（単位：億円）

項 目	令和２年度地方債計画			
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構	民間等
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,195	5,162	286	10,747
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	4,778	2,598	0	2,180
3 公営住宅建設事業	1,124	291	124	709
4 災害復旧事業	1,773	1,773	0	0
5 教育・福祉施設等整備事業	3,327	1,107	203	2,017
(1) 学校教育施設等	1,223	589	56	578
(2) 社会福祉施設	373	0	92	281
(3) 一般廃棄物処理	639	424	55	160
(4) 一般補助施設等	552	94	0	458
(5) 施設（一般財源化分）	540	0	0	540
6 一般単独事業	26,808	126	5,097	21,585
(1) 一般	2,606	0	80	2,526
(2) 地域活性化	690	0	86	604
(3) 防災対策	871	126	138	607
(4) 地方道路等	3,221	0	290	2,931
(5) 旧合併特例	6,200	0	879	5,321
(6) 緊急防災・減災	5,000	0	1,678	3,322
(7) 公共施設等適正管理	4,320	0	939	3,381
(8) 緊急自然災害防止対策	3,000	0	1,007	1,993
(9) 緊急浚渫推進	900	0	0	900
7 辺地及び過疎対策事業	5,210	4,545	655	10
(1) 辺地対策	510	510	0	0
(2) 過疎対策	4,700	4,035	655	10
8 公共用地先行取得等事業	345	0	0	345
9 行政改革推進	700	0	0	700
10 調整	100	0	0	100
計	60,360	15,602	6,365	38,393
二 公営企業債				
1 水道事業	5,571	2,424	2,288	859
2 工業用水道事業	338	0	101	237
3 交通事業	1,633	56	334	1,243
4 電気事業・ガス事業	260	0	78	182
5 港湾整備事業	555	160	28	367
6 病院事業・介護サービス事業	3,817	746	1,274	1,797
7 市場事業・と畜場事業	343	0	34	309
8 地域開発事業	708	0	0	708
9 下水道事業	12,384	3,664	3,747	4,973
10 観光その他事業	101	0	7	94
計	25,710	7,050	7,891	10,769
合 計	86,070	22,652	14,256	49,162
三 臨時財政対策債	31,398	7,312	4,145	19,941
四 退職手当債	800	0	0	800
五 補正予算債	275	105	9	161
六 減収補填債	60	0	1	59
総 計	118,603	30,069	18,411	70,123

当中間事業年度末の事業別貸付状況

(単位：百万円、%)

区 分	貸付計画額	貸付額	
		金 額	構成比
一般会計債			
公共事業等	34,900	27,590	4.4
公営住宅事業	12,500	14,908	2.4
学校教育施設等整備事業	10,800	11,731	1.9
社会福祉施設整備事業	9,700	7,351	1.2
一般廃棄物処理事業	14,100	8,964	1.4
一般補助施設整備等事業	-	1,030	0.2
一般事業	7,100	2,954	0.5
地域活性化事業	9,800	9,503	1.5
防災対策事業	14,800	8,247	1.3
地方道路等整備事業	24,400	23,307	3.7
合併特例事業	87,000	79,490	12.6
緊急防災・減災事業	126,000	104,479	16.6
公共施設等適正管理推進事業	66,400	68,388	10.9
緊急自然災害防止対策事業	75,100	45,262	7.2
過疎対策事業	41,000	11,582	1.8
計	533,600	424,786	67.6
臨時財政対策債	433,000	128,944	20.5
(一般会計債等分計)	966,600	553,730	88.1
公営企業債			
水道事業(上水道)	186,300	11,966	1.9
(簡易水道)	9,600	1,941	0.3
交通事業(一般交通)	2,800	3	0.0
(都市高速鉄道)	24,700	-	-
病院事業	104,100	20,288	3.2
下水道事業	340,000	24,629	3.9
工業用水道事業	8,200	225	0.0
電気事業	4,300	791	0.1
ガス事業	2,100	25	0.0
介護サービス事業	1,100	822	0.1
市場事業	7,300	11,662	1.9
と畜場事業	100	331	0.1
駐車場事業	200	65	0.0
小 計	690,800	72,747	11.6
港湾整備事業	2,500	1,895	0.3
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	100	18	0.0
小 計	2,600	1,913	0.3
計	693,400	74,660	11.9
合 計	1,660,000	628,390	100.0

(注) 単位未満四捨五入のため、計が一致しないことがあります。

当中間事業年度末の団体種別貸付状況

(単位：百万円、%)

区分	貸付額	
	金 額	構成比
都道府県	123,706	19.7
政令指定都市	25,810	4.1
市及び特別区	380,086	60.5
町村	90,168	14.3
企業団・組合等	8,619	1.4
計	628,390	100.0

(注) 単位未満四捨五入のため、計が一致しないことがあります。

当中間事業年度末の貸付金回収状況

(単位：件、百万円)

区分	元金		利息	
	件数	金額	件数	金額
長期貸付定期償還				
一般貸付	230,035	889,975	259,213	129,273
公社貸付	113	3,070	113	177
計	230,148	893,045	259,326	129,450
長期貸付繰上償還				
一般貸付	118	5,397	109	0
公社貸付	-	-	-	-
計	118	5,397	109	0
同意(許可)前貸付償還	-	-	-	-
短期貸付償還	-	-	-	-
計	230,266	898,442	259,435	129,450

(注) 単位未満四捨五入のため、計が一致しないことがあります。

当中間事業年度末の事業別長期貸付残高

(単位：百万円、%)

事業名	金額	構成比	事業名	金額	構成比
公共事業等	515,636	2.2	水道事業	3,093,964	13.3
公営住宅事業	250,703	1.1	一般交通事業	11,874	0.1
全国防災事業	130,137	0.6	都市高速鉄道事業	760,004	3.3
学校教育施設等整備事業	85,874	0.4	病院事業	1,072,851	4.6
社会福祉施設整備事業	114,867	0.5	下水道事業	7,033,256	30.4
一般廃棄物処理事業	53,667	0.2	工業用水道事業	164,261	0.7
一般事業	83,084	0.4	電気事業	46,691	0.2
臨時河川等整備事業	24,277	0.1	ガス事業	26,436	0.1
臨時高等学校整備事業	11,601	0.0	港湾整備事業	40,513	0.2
臨時地方道整備事業	608,900	2.6	介護サービス事業	19,626	0.1
地域活性化事業	84,425	0.4	市場事業	96,292	0.4
防災対策事業	173,537	0.7	と畜場事業	8,079	0.0
地方道路等整備事業	510,883	2.2	観光施設事業	2,287	0.0
合併特例事業	1,122,824	4.9	駐車場事業	11,721	0.1
緊急防災・減災事業	841,925	3.7	産業廃棄物処理事業	144	0.0
公共施設最適化事業	21,028	0.1			
公共施設等適正管理推進事業	185,638	0.8			
緊急自然災害防止対策事業	45,347	0.2	一般貸付計	23,110,844	99.9
過疎対策事業	40,464	0.2	道路公社	18,719	0.1
一般補助施設整備等事業	4,774	0.0	公社貸付計	18,719	0.1
臨時財政対策債	5,813,252	25.1	合計	23,129,563	100.0

(注) 単位未満四捨五入のため、計が一致しないことがあります。

当中間事業年度末の都道府県別貸付残高

(単位：件、百万円)

	都道府県		市		町村		企業団等		道路公社		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道	299	464,202	5,532	662,159	8,731	207,385	293	24,973	-	-	14,855	1,358,718
青森	193	35,382	2,148	264,675	1,485	46,357	107	14,662	-	-	3,933	361,076
岩手	255	52,803	2,799	250,276	875	31,680	216	18,448	-	-	4,145	353,206
宮城	338	119,582	4,685	397,130	2,704	52,202	127	6,890	-	-	7,854	575,805
秋田	213	28,702	4,735	260,064	1,081	9,858	13	1,606	-	-	6,042	300,230
山形	230	78,611	2,879	167,962	1,980	36,299	175	9,743	-	-	5,264	292,614
福島	434	95,140	3,734	242,899	3,142	53,912	186	18,198	-	-	7,496	410,149
茨城	493	138,164	7,063	464,161	1,454	40,379	254	25,102	1	22	9,265	667,828
栃木	279	80,457	3,302	224,534	881	27,985	17	2,852	-	-	4,479	335,828
群馬	221	30,741	3,532	199,255	1,842	33,920	259	28,137	-	-	5,854	292,053
埼玉	255	256,968	6,798	685,863	1,880	56,903	325	17,758	1	6	9,259	1,017,497
千葉	386	142,630	5,402	710,177	952	26,291	597	46,375	3	699	7,340	926,173
東京	105	106,588	2,291	310,671	179	4,999	33	15,454	-	-	2,608	437,712
神奈川	212	212,817	3,378	817,231	1,279	47,583	60	39,474	-	-	4,929	1,117,104
新潟	266	55,452	8,209	426,669	984	17,476	241	16,092	-	-	9,700	515,689
富山	266	28,382	3,743	285,668	572	22,301	147	13,143	-	-	4,728	349,494
石川	148	29,963	2,892	180,323	1,287	41,769	31	2,876	-	-	4,358	254,931
福井	218	31,556	2,249	156,353	821	10,844	69	2,815	-	-	3,357	201,568
山梨	150	31,392	2,909	109,175	1,022	16,595	155	4,798	-	-	4,236	161,960
長野	263	36,757	4,303	253,609	3,282	56,511	187	12,688	3	32	8,038	359,597
岐阜	224	157,454	4,455	210,281	1,388	40,919	11	941	-	-	6,078	409,596
静岡	309	46,505	5,240	359,027	829	26,436	83	9,762	7	187	6,468	441,918
愛知	229	224,861	5,457	633,154	912	24,519	78	2,371	29	10,701	6,705	895,606
三重	413	149,862	4,132	307,450	1,115	28,416	32	4,584	-	-	5,692	490,312
滋賀	200	77,901	4,242	233,457	617	13,739	150	7,457	-	-	5,209	332,553
京都	195	28,814	3,769	470,635	1,176	30,472	30	6,126	6	147	5,176	536,193
大阪	93	184,902	6,094	1,255,299	974	37,827	459	69,210	-	-	7,620	1,547,238
兵庫	321	419,066	8,457	962,515	2,226	86,704	419	46,424	11	402	11,434	1,515,111
奈良	280	111,142	2,525	191,593	2,145	68,583	55	5,262	-	-	5,005	376,580
和歌山	118	49,293	1,821	220,410	1,633	59,243	97	7,395	-	-	3,669	336,341
鳥取	360	96,739	1,323	108,535	1,941	44,428	36	2,227	-	-	3,660	251,930
島根	291	95,840	2,758	195,831	329	8,062	80	3,924	-	-	3,458	303,657
岡山	242	85,155	4,705	325,711	1,315	26,771	111	12,851	-	-	6,373	450,488
広島	478	190,655	4,367	431,509	971	29,129	17	2,111	14	3,165	5,847	656,569
山口	421	56,483	4,354	266,997	640	11,605	110	5,777	-	-	5,525	340,863
徳島	201	41,765	1,531	123,115	878	29,009	3	100	-	-	2,613	193,990
香川	169	28,003	1,807	108,744	750	21,716	618	24,386	-	-	3,344	182,848
愛媛	88	30,372	2,334	197,413	691	25,772	19	849	-	-	3,132	254,407
高知	165	95,079	1,796	137,916	897	26,776	10	7,874	-	-	2,868	267,646
福岡	98	143,929	5,492	850,206	2,307	99,438	391	24,048	19	3,224	8,307	1,120,845
佐賀	68	36,591	1,662	155,912	684	29,674	164	10,336	-	-	2,578	232,513
長崎	142	57,621	2,834	262,587	740	18,280	15	2,828	5	129	3,736	341,446
熊本	158	79,942	2,779	196,523	1,788	55,358	53	8,363	2	5	4,780	340,191
大分	85	27,799	2,339	134,775	207	6,986	-	-	-	-	2,631	169,560
宮崎	151	69,702	2,073	144,452	756	20,056	14	719	-	-	2,994	234,929
鹿児島	181	135,435	2,360	162,951	899	28,240	18	1,745	-	-	3,458	328,370
沖縄	230	98,146	1,652	162,537	933	25,711	52	2,235	-	-	2,867	288,630
合 計	11,134	4,875,345	174,941	16,015,762	66,174	1,765,119	6,617	591,988	101	18,719	258,967	23,129,563

(注) 1. 東京の「市」欄には特別区に対する貸付け(301件、61,850百万円)を含みます。

2. 単位未満四捨五入のため、計が一致しないことがあります。

地方支援業務

地方公共団体の財政運営の健全性の確保に資することを目的として、各団体のニーズにあわせて、その財政運営全般にわたる課題について、調査研究、人材育成・実務支援、情報発信の分野で地方支援業務を実施しました。

なお、新型コロナウイルス感染状況を総合的に勘案し、セミナー・研修会等の実施形式について、一定の感染防止策を講じた上で集合形式で実施するもの、集合形式での実施を見送って動画配信を実施するものなど、柔軟に見直しました。

（調査研究）

「大規模災害後の地方公共団体の財政運営」をテーマとした調査研究会を2回開催し、Web会議により地方公共団体へのヒアリングを実施しました。また、総務省との共同研究として、「人口減少社会等における持続可能な公営企業制度のあり方に関する研究会」をWeb会議により1回開催したほか、指定金融機関との取引等に関する実態調査を実施しました。

諸外国の地方財政制度に関する調査について、専門機関と連携し、調査研究助成事業を実施しました。

（人材育成・実務支援）

JFM 地方財政セミナーのうち東京会場については、新型コロナウイルス感染防止策を講じた上で実施したほか、他に開催を予定していた2会場は実施を見送り、動画配信を実施することとしました。JFM 地方公営企業セミナーについては、開催を予定していた3会場での実施は見送り、動画配信を実施することとしました。総務省・都道府県との共催により8会場で開催を予定していた地方公営企業会計適用拡大支援及び経営戦略策定支援のための実務講習会については実施を見送り、専門家派遣事業の活用の推奨を図りました。また、市区町村長等を対象に、「地域の未来のために～SDGsにどう取り組むか～」をテーマとしたセミナーを、地方行財政調査会・時事通信社と共催で、インターネットによるライブ配信とオンデマンド配信により開催しました。

資金調達入門・資金運用入門研修については、開催を予定していた10会場での実施は見送り、動画配信を実施しました。市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所との共催による資金調達等に関する宿泊型研修については実施を見送り、研修動画の視聴により代替しました。

地方公共団体等が実施する研修に自治体ファイナンス・アドバイザー等を講師として派遣する出前講座については、2件のオンライン講座を試行した上で、10月からオンライン形式を中心に派遣を開始します。

都道府県が実施する市区町村等を対象とした研修会等に専門家を派遣する専門家派遣事業については、7月からWeb会議も活用しつつ派遣を開始し、地方公営企業会計適用拡大・経営戦略策定の支援は11団体で延べ13回、地方公営企業会計制度に係る活用・運用の支援は2団体で延べ2回実施しました。

財政運営や資金調達等に係る個別の課題解決に向けて、自治体ファイナンス・アドバイザー等が助言を行う実務支援については、オンライン相談も可能として実施し、17件の支援を行いました。

（情報発信）

市町村が自らの財政状況を簡単に分析できるツールとして提供している財政分析チャート「Octagon」に、平成30年決算分を追加したほか、先進事例検索システムに205事例を追加するなど充実を図りました。

地方公共団体が資金調達等を行う際に有益な経済・金融データ、金融知識、参考事例をホームページ、冊子、研修などを通じて活用方法も含め提供するとともに、金融・債券の基礎知識を学ぶことができる動画の視聴サービスを提供しました。

資金調達業務

当中間事業年度の資金調達総額は1兆4,899億円（発行価額ベース。以下同じ。）となりました。そのうち、市場公募による非政府保証債の内訳は、地方公共団体金融機構10年債1,900億円、同20年債950億円、同5年債100億円、同30年債300億円、スポット債として40年債100億円、FLIP債（¹）4,245億円、MTNプログラム（²）3,488億円（額面ベースでは3,499億円（ともに円換算後））です。

また、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券の発行額は10年債1,350億円、20年債1,415億円です。

その他、長期借入による調達を450億円行いました。

加えて、旧公庫から承継した既往の政府保証債の借換えを行うための政府保証債を4年債で600億円発行いたしました。

この結果、当中間事業年度末における機構債券の発行残高は、20兆3,471億円、借入金の借入残高は長期借入金2,480億円となりました。

なお、当中間事業年度の機構債券の発行条件等は、以下のとおりです。

（注）億円未満切り捨てで表示しております。

1 FLIP（Flexible Issuance Program：柔軟な起債運営）

FLIPは、証券会社を通じてもたらされた投資家のニーズに対し、発行額や発行年限等について柔軟に対応し、一定枠の債券を機動的に発行するものです。

2 MTN プログラム

MTN プログラムとは、Medium Term Notes プログラムの略称であり、あらかじめ発行体とディーラーとの間で債券発行の大枠に関する法的書類について合意・作成しておき、個別の債券発行に際しては、発行価格、償還期限、利率等の主要な条件決定のみを行うことで海外市場において債券発行を機動的に行うことができるプログラムです。

また、MTN プログラムによる調達資金はスワップ取引を用いて、全て円建てにしております。

当中間事業年度債券発行状況

(地方金融機構債 (公募国内債))

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発 行 日	償 還 日
第131回	10年	300	0.155	100	R 2. 4.20	R12. 4.26
第132回	10年	300	0.135	100	R 2. 5.26	R12. 5.28
第133回	10年	300	0.155	100	R 2. 6.26	R12. 6.28
第134回	10年	300	0.150	100	R 2. 7.20	R12. 7.26
第135回	10年	350	0.160	100	R 2. 8.21	R12. 8.28
第136回	10年	350	0.145	100	R 2. 9.17	R12. 9.27
第 82回	20年	200	0.369	100	R 2. 4.20	R22. 4.27
第 83回	20年	250	0.440	100	R 2. 6.26	R22. 6.28
第 84回	20年	250	0.450	100	R 2. 7.20	R22. 7.27
第 85回	20年	250	0.459	100	R 2. 9.17	R22. 9.28
第 27回	5年	100	0.020	100	R 2. 5.26	R 7. 5.28
第 10回	30年	200	0.517	100	R 2. 4.20	R32. 4.28
第 11回	30年	100	0.633	100	R 2. 8.19	R32. 8.26
第 3回	40年	100	0.754	100	R 2. 9.24	R42. 9.28
F514回	11年	60	0.180	100	R 2. 4.24	R13. 4.28
F515回	12年	30	0.233	100	R 2. 4.24	R14. 3.24
F516回	13年	30	0.248	100	R 2. 4.24	R14.11.26
F517回	24年	60	0.457	100	R 2. 4.24	R26. 4.28
F518回	35年	60	0.577	100	R 2. 4.24	R37. 3.26
F519回	40年	30	0.630	100	R 2. 4.24	R42. 4.23
F520回	9年	200	0.128	100	R 2. 4.28	R11. 4.27
F521回	15年	60	0.335	100	R 2. 4.28	R17. 4.27
F522回	25年	50	0.487	100	R 2. 4.28	R27. 4.28
F523回	28年	40	0.536	100	R 2. 4.28	R30. 4.28
F524回	29年	30	0.526	100	R 2. 4.28	R31. 4.28
F525回	40年	30	0.626	100	R 2. 4.28	R42. 4.28
F526回	15年	30	0.340	100	R 2. 4.30	R17. 9.28
F527回	21年	30	0.401	100	R 2. 4.30	R23. 3.29
F528回	27年	50	0.517	100	R 2. 4.30	R29. 4.30
F529回	40年	30	0.631	100	R 2. 4.30	R42. 4.28
F530回	40年	30	0.629	100	R 2. 4.30	R42. 4.30
F531回	2年	30	0.005	100	R 2. 5. 7	R 4. 5.27
F532回	6年	60	0.020	100	R 2. 5.28	R 7.12.26

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
F533回	6年	40	0.020	100	R 2. 5.28	R 8. 5.28
F534回	7年	40	0.020	100	R 2. 5.28	R 9. 5.28
F535回	13年	30	0.222	100	R 2. 5.28	R14.12.28
F536回	15年	30	0.292	100	R 2. 5.28	R17. 5.28
F537回	18年	30	0.369	100	R 2. 5.28	R20. 9.28
F538回	6年	60	0.020	100	R 2. 5.29	R 7.12.25
F539回	6年	200	0.020	100	R 2. 5.29	R 7.12.26
F540回	9年	60	0.086	100	R 2. 5.29	R11. 5.29
F541回	12年	30	0.196	100	R 2. 5.29	R14. 3.22
F542回	15年	30	0.291	100	R 2. 5.29	R17. 5.29
F543回	31年	30	0.503	100	R 2. 5.29	R33. 5.29
F544回	4年	200	0.010	100	R 2. 6.30	R 6. 6.27
F545回	4年	200	0.010	100	R 2. 6.30	R 6. 6.28
F546回	5年	60	0.025	100	R 2. 6.30	R 7. 8.29
F547回	6年	120	0.020	100	R 2. 6.30	R 8. 1.30
F548回	8年	100	0.050	100	R 2. 6.30	R10. 6.30
F549回	12年	200	0.205	100	R 2. 6.30	R14. 3.30
F550回	13年	30	0.247	100	R 2. 6.30	R15. 6.30
F551回	15年	100	0.331	100	R 2. 6.30	R17. 6.29
F552回	15年	80	0.332	100	R 2. 7. 1	R17. 6.27
F553回	15年	50	0.331	100	R 2. 7. 1	R17. 6.28
F554回	6年	120	0.020	100	R 2. 7.28	R 8. 2.26
F555回	6年	30	0.020	100	R 2. 7.28	R 8. 2.27
F556回	6年	50	0.020	100	R 2. 7.28	R 8. 4.28
F557回	6年	50	0.020	100	R 2. 7.28	R 8. 6.26
F558回	9年	60	0.083	100	R 2. 7.28	R11. 7.27
F559回	15年	60	0.320	100	R 2. 7.28	R17. 7.25
F560回	3年	30	0.001	100	R 2. 7.30	R 5. 7.31
F561回	9年	200	0.101	100	R 2. 7.30	R11. 7.30
F562回	15年	30	0.334	100	R 2. 7.30	R17. 7.26
F563回	15年	40	0.336	100	R 2. 7.30	R17. 7.27
F564回	17年	60	0.386	100	R 2. 7.30	R19. 3.27
F565回	3年	150	0.001	100	R 2. 7.31	R 5. 2.28
F566回	6年	90	0.020	100	R 2. 7.31	R 8. 5.29
F567回	14年	35	0.297	100	R 2. 7.31	R17. 1.31
F568回	15年	30	0.326	100	R 2. 7.31	R17. 7.30

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
F569回	15年	100	0.327	100	R 2. 7.31	R17. 7.31
F570回	5年	60	0.024	100	R 2. 9.25	R 7.11.25
F571回	8年	60	0.038	100	R 2. 9.25	R10. 9.28
F572回	8年	100	0.059	100	R 2. 9.25	R11. 3.26
F573回	8年	100	0.059	100	R 2. 9.25	R11. 3.27
F574回	11年	30	0.180	100	R 2. 9.25	R13.12.25
F575回	18年	40	0.410	100	R 2. 9.25	R20. 9.28
F576回	21年	60	0.457	100	R 2. 9.25	R24. 3.25

償還方法：満期一括償還

(地方金融機構債 (MTN プログラムによる債券))

区分 回号	年限	発行額		表面利率 (%)	発行価額 (%)	発行日	償還日
		発行通貨	円換算後 (億円)				
第 73 回	5年	米ドル	1,604	1.000	99.888	R 2. 5.21	R 7. 5.21
第 74 回	10年	豪ドル	151	1.866	100	R 2. 6.11	R12. 6.11
第 75 回	10年	豪ドル	88	1.831	100	R 2. 6.12	R12. 6.12
第 76 回	10年	米ドル	64	1.290	100	R 2. 7.22	R12. 7.22
第 77 回	5年	米ドル	1,581	0.625	99.432	R 2. 9. 2	R 7. 9. 2

円換算後の発行額（発行価額ベース）は回号ごとに億円未満を四捨五入した金額です。

償還方法：満期一括償還

(地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券)

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
A号第123回	10年	200	0.185	100	R 2. 4.20	R12. 4.19
A号第124回	10年	100	0.165	100	R 2. 5.26	R12. 5.24
A号第125回	10年	100	0.185	100	R 2. 6.26	R12. 6.26
A号第126回	10年	100	0.180	100	R 2. 7.20	R12. 7.19
A号第127回	10年	200	0.190	100	R 2. 8.21	R12. 8.21
A号第128回	10年	100	0.175	100	R 2. 9.17	R12. 9.17
B号第 54回	10年	65	0.185	100	R 2. 4.20	R12. 4.19
B号第 55回	10年	60	0.165	100	R 2. 5.26	R12. 5.24
B号第 56回	10年	85	0.185	100	R 2. 6.26	R12. 6.26
B号第 57回	10年	170	0.180	100	R 2. 7.20	R12. 7.19
B号第 58回	10年	100	0.190	100	R 2. 8.21	R12. 8.21
B号第 59回	10年	70	0.175	100	R 2. 9.17	R12. 9.17

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
C号第 54回	20年	75	0.389	100	R 2. 4.20	R22. 4.20
C号第 55回	20年	70	0.397	100	R 2. 5.26	R22. 5.25
C号第 56回	20年	95	0.460	100	R 2. 6.26	R22. 6.26
C号第 57回	20年	175	0.470	100	R 2. 7.20	R22. 7.20
C号第 58回	20年	120	0.460	100	R 2. 8.21	R22. 8.21
C号第 59回	20年	80	0.479	100	R 2. 9.17	R22. 9.14
D号第 49回	20年	200	0.389	100	R 2. 4.20	R22. 4.20
D号第 50回	20年	100	0.397	100	R 2. 5.26	R22. 5.25
D号第 51回	20年	100	0.460	100	R 2. 6.26	R22. 6.26
D号第 52回	20年	100	0.470	100	R 2. 7.20	R22. 7.20
D号第 53回	20年	200	0.460	100	R 2. 8.21	R22. 8.21
D号第 54回	20年	100	0.479	100	R 2. 9.17	R22. 9.14

A、D号債：地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券

B、C号債：地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券

償還方法：満期一括償還

（政府保証国内債）

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
第11回	4年	600	0.001	100.16	R 2. 8.28	R 6. 8.28

政府保証国内債の発行額は額面ベースで記載しております。

償還方法：満期一括償還

当中間事業年度借入状況

(借入金)

区分	当期首残高 (億円)	当期末残高 (億円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	10	0.080	R3.9.27
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	2,030	2,470	0.288	R5.5.29 ~ R22.3.16

償還方法：満期一括返済

(2) 当中間事業年度の財政状態、経営成績等の分析

(当中間事業年度の損益状況)

経常収益は1,287億円となりましたが、その大部分は貸付金利息等の資金運用収益です。また、経常費用は723億円となりましたが、その大部分は債券利息等の資金調達費用です。

この結果、経常利益は564億円となりました。

また、特別利益として法附則第14条の規定に基づく国庫納付のための公庫債権金利変動準備金取崩額400億円と、旧公庫時代の貸付けに係る当中間事業年度の利下げ所要額のうち、地方公共団体健全化基金の運用益をもって充てる部分以外の額の財源として利差補てん積立金取崩額23億円を計上するとともに、特別損失として公営企業債券の借換益等に係る公庫債権金利変動準備金繰入額491億円及び法附則第14条の規定に基づく国庫納付金400億円等を計上しております。

この結果、当中間事業年度の当機構全体の中間純利益は95億円となりました。

(当中間事業年度の資産等の状況)

資産の部は、貸付金等の24兆6,986億円、負債の部は、債券等の24兆3,650億円、純資産の部は、地方公共団体出資金等3,336億円となりました。

(キャッシュ・フローの状況)

当中間事業年度につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは6,548億円の増、投資活動によるキャッシュ・フローは1,965億円の減、財務活動によるキャッシュ・フローは400億円の減となりました。

この結果、現金及び現金同等物の当中間事業年度末残高は9,756億円となりました。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間事業年度末現在において、主要な設備に重要な異動はありません。

当中間事業年度末における主要な設備の状況は次のとおりです。

事業所名	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	リース資産	合計	従業員数 (人)
			面積(㎡)	帳簿価額(百万円)					
当機構	東京都 千代田区ほか	事務室等・ 社宅	3,726	1,659	663	384	-	2,708	87

- (注) 1. 上表の設備に関連する建物の年間賃借料は246百万円です。
2. 上表における動産は、器具・備品367百万円、その他17百万円です。
3. 上表にはソフトウェア977百万円は含みません。
4. 単位未満切り捨てのため、計が一致しないことがあります。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間事業年度末現在において、前事業年度末までに計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却売却等の計画はありません。

当中間事業年度末現在において計画中である主要な設備の新設、除却等は、次のとおりです。

(1) 新設・改修

当中間事業年度末現在において計画中である主要な設備の新設等はありません。なお、ソフトウェア569百万円の投資を予定しております。

(2) 除却、売却等

当中間事業年度末現在において計画中である主要な設備の除却等はありません。

第4【機構の状況】

1【出資金等の状況】

当機構の資本金は、法第4条第1項の規定により、当機構の設立に際し、地方公共団体が出資する額の合計額とされております。

当中間事業年度末の出資金については、次のとおりです。

(令和2年9月30日現在)

	団体数	出資金額(千円)
都道府県	47	6,367,000
市・特別区	815	9,200,300
町村等	927	1,034,800
合 計	1,789	16,602,100

町村等には、一部事務組合が含まれます。

2【役員の状況】

令和2年4月1日から令和2年9月30日までの役員の異動は次のとおりです。

男性7名、女性 - 名 （役員のうち女性の比率 - %）

新任役員

（令和2年9月30日現在）

役名・職名	氏 名	生年月日	経 歴	任期
理事長	佐藤 文俊	昭和 31 年 10 月 6 日生	昭和54年4月 自治省入省 平成24年9月 総務省自治財政局長 平成27年7月 総務審議官（自治行政担当） 平成28年6月 総務事務次官 平成29年10月 株式会社野村総合研究所顧問 令和2年8月 地方公共団体金融機構理事長(現職)	(注1)
理 事	岡本 登	昭 和 40 年 5 月 8 日 生	平成元年4月 大蔵省入省 平成26年7月 内閣府沖縄振興局総務課長 平成28年6月 東京税関総務部長 平成29年7月 預金保険機構検査部長 平成30年6月 東日本高速道路株式会社監査役 令和2年7月 地方公共団体金融機構理事(現職)	(注2)

(注1) 任期は3年、令和2年8月1日から令和5年7月31日までです。

(注2) 任期は2年、令和2年7月20日から令和2年9月30日までです。

なお、令和2年8月1日付で大森正明が監事（非常勤）に再任されております。

退任役員

役名・職名	氏 名	退任年月日
理事長	瀧野 欣彌	令和2年7月31日
理 事	野島 透	令和2年7月19日
監 事	大内 秀彦	令和2年9月30日

役員の異動

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．中間財務諸表の作成方法について

当機構の財務諸表は、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成20年総務省令第87号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当機構は、法第37条第1項の規定に基づき、当中間事業年度（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

【中間財務諸表等】

【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

科目	注記 番号	前事業年度末 (令和 2 年 3 月31日)		当中間事業年度末 (令和 2 年 9 月30日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
貸付金	2	23,399,615	96.11	23,129,563	93.65
有価証券		365,500	1.50	562,000	2.28
現金預け金		557,437	2.29	975,644	3.95
金融商品等差入担保金		12,391	0.05	20,447	0.08
その他資産		7,881	0.03	7,345	0.03
有形固定資産	1	2,777	0.01	2,708	0.01
無形固定資産		1,097	0.00	981	0.00
資産の部合計	3	24,346,700	100.00	24,698,689	100.00
(負債の部)					
債券		20,013,462	82.20	20,342,664	82.36
借入金		203,000	0.83	248,000	1.00
金融商品等受入担保金		58,073	0.24	19,957	0.08
その他負債		5,040	0.02	4,392	0.02
賞与引当金		58	0.00	58	0.00
役員賞与引当金		10	0.00	9	0.00
退職給付引当金		62	0.00	59	0.00
役員退職慰労引当金		32	0.00	19	0.00
地方公共団体健全化基金		920,287	3.78	920,287	3.73
基本地方公共団体健全化基金		920,287	3.78	920,287	3.73
特別法上の準備金等	4	2,822,777	11.59	2,829,628	11.46
金利変動準備金		2,200,000	9.04	2,200,000	8.91
公庫債権金利変動準備金		605,607	2.49	614,784	2.49
利差補てん積立金		17,169	0.07	14,843	0.06
負債の部合計		24,022,803	98.67	24,365,076	98.65
(純資産の部)					
地方公共団体出資金		16,602	0.07	16,602	0.07
利益剰余金		238,383	0.98	247,965	1.00
一般勘定積立金		238,383	0.98	238,383	0.97
一般勘定中間未処分利益		-	-	9,582	0.04
評価・換算差額等		11,101	0.05	11,235	0.05
管理勘定利益積立金		57,808	0.24	57,808	0.23
純資産の部合計		323,896	1.33	333,612	1.35
負債及び純資産の部合計		24,346,700	100.00	24,698,689	100.00

【中間損益計算書】

科目	注記 番号	前中間事業年度 (自 平成31年 4 月 1 日 至 令和元年 9 月30日)		当中間事業年度 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 9 月30日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
経常収益		144,881	100.00	128,772	100.00
資金運用収益		144,708		128,704	
役務取引等収益		60		56	
その他業務収益		4		5	
その他経常収益		108		5	
地方公共団体健全化基金受入額		101		-	
その他の経常収益		6		5	
経常費用		82,666	57.06	72,340	56.18
資金調達費用		79,534		68,546	
役務取引等費用		150		147	
その他業務費用		1,384		2,095	
営業経費		1,596		1,551	
その他経常費用		-		0	
経常利益		62,215	42.94	56,432	43.82
特別利益		102,731	70.91	42,325	32.87
公庫債権金利変動準備金取崩額	2	100,000		40,000	
利差補てん積立金取崩額		2,731		2,325	
特別損失		155,449	107.29	89,176	69.25
公庫債権金利変動準備金繰入額		55,449		49,176	
国庫納付金	2	100,000		40,000	
中間純利益	1	9,497	6.56	9,582	7.44

【中間純資産変動計算書】
前中間事業年度

(平成31年4月1日から令和元年9月30日まで)

(単位：百万円)

	出資者資本				評価・換算 差額等	管理勘定 利益 積立金	純資産 合計
	地方公 共同体 出資金	利益剰余金		出資者 資本 合計	繰延 ヘッジ損益		
		一般勘定 積立金	一般勘定 中間 未処分利益				
当期首残高	16,602	212,616	-	229,218	8,163	57,808	295,191
当中間期変動額							
中間純利益	-	-	9,497	9,497	-	-	9,497
出資者資本以外の項目の当中間期変動額 （純額）	-	-	-	-	431	-	431
当中間期変動額合計	-	-	9,497	9,497	431	-	9,065
当中間期末残高	16,602	212,616	9,497	238,715	7,732	57,808	304,257

当中間事業年度

(令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 9 月30日まで)

(単位 : 百万円)

	出資者資本				評価・換算 差額等	管理勘定 利益 積立金	純資産 合計
	地方公 共同体 出資金	利益剰余金		出資者 資本 合計	繰延 ヘッジ損益		
		一般勘定 積立金	一般勘定 中間 未処分利益				
当期首残高	16,602	238,383	-	254,985	11,101	57,808	323,896
当中間期変動額							
中間純利益	-	-	9,582	9,582	-	-	9,582
出資者資本以外の項目の当中間期変動額 （純額）	-	-	-	-	134	-	134
当中間期変動額合計	-	-	9,582	9,582	134	-	9,716
当中間期末残高	16,602	238,383	9,582	264,568	11,235	57,808	333,612

【中間キャッシュ・フロー計算書】

科目	注記番号	前中間事業年度 (自 平成31年 4 月 1 日 至 令和元年 9 月30日)	当中間事業年度 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 9 月30日)
		金額 (百万円)	金額 (百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
中間純利益		9,497	9,582
減価償却費		341	258
資金運用収益		144,708	128,704
資金調達費用		79,534	68,546
賞与引当金の増減額(は減少)		0	0
役員賞与引当金の増減額(は減少)		0	0
退職給付引当金の増減額(は減少)		0	2
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)		3	12
地方公共団体健全化基金の増減額(は減少)		101	-
公庫債権金利変動準備金の増減額(は減少)		55,449	49,176
利差補てん積立金の増減額(は減少)		2,731	2,325
貸付金の純増()減		225,580	270,052
債券の純増減()		185,638	328,549
借入金の純増減()		40,000	45,000
資金運用による収入		145,857	129,822
資金調達による支出		79,872	68,465
その他		27,529	46,675
営業活動によるキャッシュ・フロー		115,681	654,801
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の償還による収入		338,000	748,500
有価証券の取得による支出		444,200	945,000
有形固定資産の取得による支出		407	1
無形固定資産の取得による支出		593	92
投資活動によるキャッシュ・フロー		107,201	196,594
財務活動によるキャッシュ・フロー			
国庫納付による支出		100,000	40,000
公営競技納付金による収入		101	-
財務活動によるキャッシュ・フロー		99,898	40,000
現金及び現金同等物に係る換算差額		-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)		91,418	418,207
現金及び現金同等物の期首残高		870,480	557,437
現金及び現金同等物の中間期末残高		779,062	975,644

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	23年～47年	その他	2年～19年
----	---------	-----	--------

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、当機構利用のソフトウェアについては、5年で償却しております。

4. 繰延資産の処理方法

債券発行費用は、発生した期に全額費用として処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権・債務については通貨スワップもしくは為替予約が付されており、振当処理を行っているため、確定している円貨額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間事業年度に帰属する額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当中間事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当中間事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しております。

また、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- [1] ヘッジ手段・・・金利スワップ
ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金
- [2] ヘッジ手段・・・通貨スワップ
ヘッジ対象・・・外貨建債券
- [3] ヘッジ手段・・・為替予約
ヘッジ対象・・・外貨預金

(3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。

8 . 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」です。

9 . 地方公共団体健全化基金の会計処理

法第 46 条第 1 項の規定に基づき「地方財政法」(昭和 23 年法律第 109 号) 第 32 条の 2 の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、法第 46 条第 5 項の規定に準じて同基金の運用により生じる収益 (以下「基金運用益」という。) を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第 6 項の規定に準じて前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。

10 . 金利変動準備金及び公庫債権金利変動準備金の会計処理

金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え (公営企業債券の借換えを除く。) に伴う金利変動リスクに備えるため、法第 38 条第 1 項、第 3 項、法附則第 9 条第 8 項及び第 10 項の規定に準じて、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」(平成 20 年総務省令第 87 号) 第 34 条並びに「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」(平成 20 年政令第 226 号。以下「整備令」という。) 第 22 条及び第 23 条の規定に準じて算出した額を計上しております。

また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、法附則第 9 条第 9 項、第 10 項、第 13 条第 5 項及び第 7 項の規定に準じて、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」(平成 20 年総務省・財務省令第 2 号。以下「管理業務省令」という。) 第 1 条から第 3 条まで、同省令附則第 3 条及び第 5 条の規定に準じて算出した額を計上しております。

11 . 利差補てん積立金の会計処理

旧公庫が利子を軽減して貸し付けた資金に係るものについて、当該資金の利子の軽減に充てるため、法附則第 9 条第 13 項、第 13 条第 8 項、整備令第 26 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、管理業務省令第 5 条に定める

ところにより算出した額を計上しております。

12．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っております。

追加情報

国庫納付について

令和２年度においては、「令和２年度から令和６年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第１４条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(令和２年総務省・財務省令第１号)に基づき、公庫債権金利変動準備金 600 億円を取り崩し、同額を国に納付することとなっております。なお、「(中間損益計算書関係)」に記載のとおり、400 億円は当中間期に納付しております。

注記事項等

(中間貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

前事業年度末 (令和2年3月31日)	当中間事業年度末 (令和2年9月30日)
677 百万円	748 百万円

2. 貸付金

貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、「法人税法施行令」(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金です。

3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

3. 担保提供資産

法第40条第2項の規定に基づき、当機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等の一般担保に供しております。

項目	前事業年度末 (令和2年3月31日)	当中間事業年度末 (令和2年9月30日)
地方公共団体金融機構債券等の額	20,013,462 百万円	20,342,664 百万円

4. 特別法上の準備金等

(1) 金利変動準備金

法第38条第1項、第3項、法附則第9条第8項及び第10項の規定に準ずるものです。

(2) 公庫債権金利変動準備金

法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に準ずるものです。

(3) 利差補てん積立金

法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づくものです。

(中間損益計算書関係)

1. 中間純利益の勘定別内訳

項目	前中間事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)	当中間事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
一般勘定	9,497 百万円	9,582 百万円
管理勘定	- 百万円	- 百万円

2. 公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金について

省令に基づき、公庫債権金利変動準備金を取り崩し、同額を国に納付しております。

項目	前中間事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)	当中間事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
省令	「平成31年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(平成31年総務省・財務省令第4号)	「令和2年度から令和6年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(令和2年総務省・財務省令第1号)
金額	1,000 億円	400 億円

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を強化するためには、地政学的リスクなど様々なリスクが高まる中、金利リスクなど当機構が抱える各種リスクを適切に管理する必要があります。

当機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、当機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当機構は、地方公共団体に対して最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、当機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別に ALM 委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM 委員会では、シナリオ分析、VaR 分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を資金調達計画等当機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

[1]信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、当機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

貸付債権に係る信用リスク

当機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、パーゼル規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは 1 件も発生しておりません。

a．国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。

b．地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。

c．「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する地方公共団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する地方公共団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、当機構は「銀行法」（昭和 56 年法律第 59 号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成 10 年法律第 132 号）の適用を受けませんが、適切なリスク管理の観点から、独自の規程に基づき自己査定を実施しております。

市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、当機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、当機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

a．借換えに伴う金利リスクへの対応

当機構は、地方公共団体に対して最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、当機構は、以下のとおり対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする平成 30 年度から令和 4 年度までの中期の管理目標を設定しております。
- ・この目標を達成するために、貸付けにおいては、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の 3 分の 1 程度を占める臨時財政対策債について、5 年又は 10 年ごとに利率を見直すこととしているほか、30 年超の貸付けの場合、最長でも 30 年経過時点では利率を見直すこととしております。資金調達においては、低金利下における市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIP 債やフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。
- ・一方で、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においても、金利リスクを負っておりますが、所要の公庫債権金利変動準備金を積み立てております。

なお、法附則第 14 条の規定に基づき、森林整備などの促進に係る森林環境譲与税の譲与額の増額のため、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間で総額 2,300 億円、また、上下水道コンセッションに係る補償金免除繰上償還の旧資金運用部資金における財源確保のため、平成 30 年度から令和 5 年度までの 6 年間で総額 15 億円以内で公庫債権金利変動準備金の一部を国に納付することとされました。これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

b．調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

当機構は資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

為替リスク等

債券発行に伴う元金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金解約時の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

市場リスクに係る定量的情報

当機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金です。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップに係る管理目標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定め

ておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合の当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価の想定

項目	前事業年度末 (令和2年3月31日)	当中間事業年度末 (令和2年9月30日)
金利が10 ベーシス・ポイント高い場合	36,671 百万円減少	26,758 百万円減少
金利が10 ベーシス・ポイント低い場合	37,215 百万円増加	27,106 百万円増加

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものです。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合の当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価の想定

項目	前事業年度末 (令和2年3月31日)	当中間事業年度末 (令和2年9月30日)
金利が10 ベーシス・ポイント高い場合	8,642 百万円減少	7,996 百万円減少
金利が10 ベーシス・ポイント低い場合	8,742 百万円増加	8,087 百万円増加

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、当機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、当機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、月ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

前事業年度末（令和2年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（１）貸付金	23,399,615	24,901,200	1,501,584
（２）有価証券 満期保有目的のもの	365,500	365,500	-
（３）現金預け金	557,437	557,437	-
（４）金融商品等差入担保金	12,391	12,391	-
資産計	24,334,943	25,836,528	1,501,584
（１）債券	20,013,462	20,690,092	676,629
（２）借入金	203,000	204,988	1,988
（３）金融商品等受入担保金	58,073	58,073	-
負債計	20,274,535	20,953,153	678,617
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	-	-	-

（注）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については ー で示しております。

当中間事業年度末（令和2年9月30日）

（単位：百万円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
（１）貸付金	23,129,563	24,450,978	1,321,415
（２）有価証券 満期保有目的のもの	562,000	562,000	-
（３）現金預け金	975,644	975,644	-
（４）金融商品等差入担保金	20,447	20,447	-
資産計	24,687,654	26,009,069	1,321,415
（１）債券	20,342,664	20,944,358	601,694
（２）借入金	248,000	249,816	1,816
（３）金融商品等受入担保金	19,957	19,957	-
負債計	20,610,621	21,214,132	603,510
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	507	507	-
デリバティブ取引計	507	507	-

（注）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については ー で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、中間決算日(決算日)現在の国債レートを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

全て満期保有目的の債券であり、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(2) 借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(3) 金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているもの）

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの中間決算日（決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

前事業年度末（令和2年3月31日）

（単位：百万円）

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ 対象	契約額等		時価	当該時価の 算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引	債券 長期借入金	-	-	-	取引先金融機関から提示された価格 によっている。
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	20,000	20,000	1	
通貨スワップの 振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,612,376	1,335,110	2	
為替予約等の 振当処理	為替予約	外貨預金	-	-	2	
合計			1,632,376	1,355,110		

- 1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。
- 2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

当中間事業年度末（令和2年9月30日）

（単位：百万円）

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ 対象	契約額等		時価	当該時価の 算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券 長期借入金	237,500	237,500	507	取引先金融機関から提示された価格 によっている。
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	20,000	20,000	1	
通貨スワップの 振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,841,897	1,381,754	2	
為替予約等の 振当処理	為替予約	外貨預金	-	-	2	
合計			2,099,397	1,639,254		

- 1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。
- 2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の中間決算日(決算日)後の償還予定額

前事業年度末(令和2年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
貸付金	1,803,890	1,806,270	1,770,897	1,681,255	1,567,759
有価証券 満期保有目的のもの	365,500	-	-	-	-
預け金	557,437	-	-	-	-

	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
貸付金	6,503,382	6,555,776	1,663,603	46,779
有価証券 満期保有目的のもの	-	-	-	-
預け金	-	-	-	-

当中間事業年度末(令和2年9月30日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
貸付金	1,810,137	1,803,848	1,754,212	1,657,579	1,556,725
有価証券 満期保有目的のもの	562,000	-	-	-	-
預け金	975,644	-	-	-	-

	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
貸付金	6,475,293	6,439,613	1,588,443	43,710
有価証券 満期保有目的のもの	-	-	-	-
預け金	-	-	-	-

(注3) 債券及び借入金の中間決算日(決算日)後の返済予定額

前事業年度末(令和2年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
債券	2,072,865	2,345,072	2,124,677	2,332,910	1,827,159
借入金	-	1,000	-	86,200	83,400

	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
債券	5,897,181	3,117,760	206,000	94,000
借入金	30,800	1,600	-	-

当中間事業年度末(令和2年9月30日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
債券	2,334,843	2,196,948	2,075,950	2,253,640	1,967,558
借入金	1,000	-	51,500	74,700	84,400

	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
債券	5,818,081	3,323,639	251,500	125,000
借入金	34,800	1,600	-	-

(有価証券関係)

満期保有目的の債券で時価のあるもの

前事業年度末(令和2年3月31日現在)

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照 表計上額を超えるもの	譲渡性預金	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が貸借対照 表計上額を超えないもの	譲渡性預金	365,500	365,500	-
	小計	365,500	365,500	-
合計		365,500	365,500	-

(注) 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

当中間事業年度末(令和2年9月30日現在)

(単位:百万円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えるもの	譲渡性預金	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えないもの	譲渡性預金	562,000	562,000	-
	小計	562,000	562,000	-
合計		562,000	562,000	-

(注) 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引関係)

1. 取引の内容

当機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップ及び為替予約です。

2. 取組方針及び利用目的

金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約については、将来の金利、為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針です。

金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引及び為替予約についてはそれぞれ外貨建債券発行及び外貨預金における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。

なお、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約の会計処理は、ヘッジ会計を採用しております。

(1) ヘッジ会計の方法

金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- [1] ヘッジ手段・・・金利スワップ
ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金
- [2] ヘッジ手段・・・通貨スワップ
ヘッジ対象・・・外貨建債券
- [3] ヘッジ手段・・・為替予約
ヘッジ対象・・・外貨預金

(3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。

3. 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクです。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクです。

ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクについては、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA を締結することにより抑制しております。また、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。

4. 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁権者の承認を得て行っております。

また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統合的リスク管理委員会へ報告しております。

(勘定別情報関係)

勘定別情報 (貸借対照表関係)

前事業年度末

(令和 2 年 3 月 31 日現在)

(単位 : 百万円)

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	16,640,828	6,758,787		23,399,615
有価証券	365,500			365,500
現金預け金	557,437			557,437
金融商品等差入担保金	12,391			12,391
その他資産	3,682	4,199		7,881
有形固定資産	2,777			2,777
無形固定資産	1,097			1,097
一般勘定貸		582,840	582,840	
資産の部合計	17,583,713	7,345,827	582,840	24,346,700
負債の部				
債券	13,351,373	6,662,089		20,013,462
借入金	203,000			203,000
金融商品等受入担保金	58,073			58,073
その他負債	1,889	3,150		5,040
賞与引当金	58			58
役員賞与引当金	10			10
退職給付引当金	62			62
役員退職慰労引当金	32			32
地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
基本地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
管理勘定借	582,840		582,840	
特別法上の準備金等	2,200,000	622,777		2,822,777
金利変動準備金	2,200,000			2,200,000
公庫債権金利変動準備金		605,607		605,607
利差補てん積立金		17,169		17,169
負債の部合計	17,317,625	7,288,018	582,840	24,022,803
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	238,383			238,383
一般勘定積立金	238,383			238,383
評価・換算差額等	11,101			11,101
管理勘定利益積立金		57,808		57,808
純資産の部合計	266,087	57,808		323,896
負債及び純資産の部合計	17,583,713	7,345,827	582,840	24,346,700

(注) 1 . 一般勘定、管理勘定

管理勘定は、法附則第 13 条第 1 項の規定に基づく当機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務 (公庫債権管理業務) を行うための勘定であり、同条第 3 項の規定に基づき、その他の経理 (一般勘定) と区分して整理しております。

2 . 一般勘定積立金、管理勘定利益積立金

損益計算書において計上した一般勘定の「当期純利益」は、法第 39 条第 1 項の規定に基づき、「一般勘定積立金」として計上し、管理勘定の「当期純利益」は、法附則第 13 条第 8 項の規定に基づき、「管理勘定利益積立金」として計上しております。

3 . 一般勘定貸、管理勘定借

法附則第 13 条第 4 項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額です。

当中間事業年度末

(令和 2 年 9 月 30 日現在)

(単位 : 百万円)

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	16,840,327	6,289,236		23,129,563
有価証券	562,000			562,000
現金預け金	975,644			975,644
金融商品等差入担保金	20,447			20,447
その他資産	3,828	3,516		7,345
有形固定資産	2,708			2,708
無形固定資産	981			981
一般勘定貸		529,055	529,055	
資産の部合計	18,405,936	6,821,807	529,055	24,698,689
負債の部				
債券	14,211,328	6,131,335		20,342,664
借入金	248,000			248,000
金融商品等受入担保金	19,957			19,957
その他負債	1,357	3,035		4,392
賞与引当金	58			58
役員賞与引当金	9			9
退職給付引当金	59			59
役員退職慰労引当金	19			19
地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
基本地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
管理勘定借	529,055		529,055	
特別法上の準備金等	2,200,000	629,628		2,829,628
金利変動準備金	2,200,000			2,200,000
公庫債権金利変動準備金		614,784		614,784
利差補てん積立金		14,843		14,843
負債の部合計	18,130,132	6,763,998	529,055	24,365,076
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	247,965			247,965
一般勘定積立金	238,383			238,383
一般勘定中間未処分利益	9,582			9,582
評価・換算差額等	11,235			11,235
管理勘定利益積立金		57,808		57,808
純資産の部合計	275,803	57,808		333,612
負債及び純資産の部合計	18,405,936	6,821,807	529,055	24,698,689

(注) 1 . 一般勘定、管理勘定

管理勘定は、法附則第 13 条第 1 項の規定に基づく当機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附随する業務 (公庫債権管理業務) を行うための勘定であり、同条第 3 項の規定に基づき、その他の経理 (一般勘定) と区分して整理しております。

2 . 一般勘定中間未処分利益

中間損益計算書において計上した一般勘定の「中間純利益」は、「一般勘定中間未処分利益」として計上しております。

3 . 一般勘定貸、管理勘定借

法附則第 13 条第 4 項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額です。

勘定別情報（中間損益計算書関係）

前中間事業年度

（平成31年4月1日から令和元年9月30日まで）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	64,330	84,105	3,554	144,881
資金運用収益	63,939	80,768		144,708
役務取引等収益	60			60
その他業務収益	4			4
その他経常収益	108			108
地方公共団体健全化基金受入額	101			101
その他の経常収益	6			6
管理勘定事務受託費	217		217	
一般勘定貸受取利息		4	4	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		3,332	3,332	
経常費用	54,833	31,387	3,554	82,666
資金調達費用	48,561	30,973		79,534
役務取引等費用	89	61		150
その他業務費用	1,264	119		1,384
営業経費	1,581	14		1,596
管理勘定借支払利息	4		4	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	3,332		3,332	
一般勘定事務委託費		217	217	
経常利益	9,497	52,718	-	62,215
特別利益	-	102,731	-	102,731
公庫債権金利変動準備金取崩額		100,000		100,000
利差補てん積立金取崩額		2,731		2,731
特別損失	-	155,449	-	155,449
公庫債権金利変動準備金繰入額		55,449		55,449
国庫納付金		100,000		100,000
中間純利益	9,497	-	-	9,497

当中間事業年度

(令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 9 月30日まで)

(単位 : 百万円)

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	59,944	71,952	3,123	128,772
資金運用収益	59,664	69,039		128,704
役務取引等収益	56			56
その他業務収益	5			5
その他経常収益	5			5
管理勘定事務受託費	211		211	
一般勘定貸受取利息		1	1	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		2,910	2,910	
経常費用	50,362	25,101	3,123	72,340
資金調達費用	43,815	24,730		68,546
役務取引等費用	93	54		147
その他業務費用	2,004	91		2,095
営業経費	1,536	14		1,551
その他経常費用	0			0
管理勘定借支払利息	1		1	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	2,910		2,910	
一般勘定事務委託費		211	211	
経常利益	9,582	46,850	-	56,432
特別利益	-	42,325	-	42,325
公庫債権金利変動準備金取崩額		40,000		40,000
利差補てん積立金取崩額		2,325		2,325
特別損失	-	89,176	-	89,176
公庫債権金利変動準備金繰入額		49,176		49,176
国庫納付金		40,000		40,000
中間純利益	9,582	-	-	9,582

(2)【主な資産及び負債の内容】

当中間事業年度末（令和２年９月３０日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりです。

資産の部

現金預け金 銀行への預け金 975,644 百万円です。

その他資産 未収収益 7,345 百万円（未収貸付金利息 6,801 百万円その他）、その他の資産 543 百万円（スワップ資産 421 百万円その他）です。

負債の部

その他負債 未払費用 4,392 百万円（未払債券利息 4,283 百万円その他）その他です。

(3)【その他】

該当事項はありません。

第 6 【機構の参考情報】

当機構のホームページにおいて、業務内容・実績、財務状況、投資家への情報等を公開しております。

（アドレス：<http://www.jfm.go.jp/>）

独立監査人の中間監査報告書

令和2年11月30日

地方公共団体金融機構

理事長 佐藤文俊 殿

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 菅田裕之 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 細野和也 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊澤賢司 ⑩
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、地方公共団体金融機構法（以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づく監査証明を行うため、地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第13期事業年度の中間会計期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間純資産変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、機構の令和2年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、機構から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する理事長及び監事の責任

理事長の責任は、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために理事長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、理事長は、継続法人の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続法人に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、会計監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事長が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事長が継続法人を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。会計監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、機構は継続法人として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

会計監査人は、監事に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

会計監査人は、監事に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに会計監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

機構と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上